

# 平成30年度当初予算 ＜参考資料＞

1. 一般会計予算のフレーム
2. 一般会計歳入歳出予算（円グラフ）
3. 県税当初予算対比表
4. 財政調整基金等三基金及び県債残高の推移
5. 新規事業について
6. 使用料・手数料の改定について

# 一般会計予算のフレーム

(単位：億円、%)

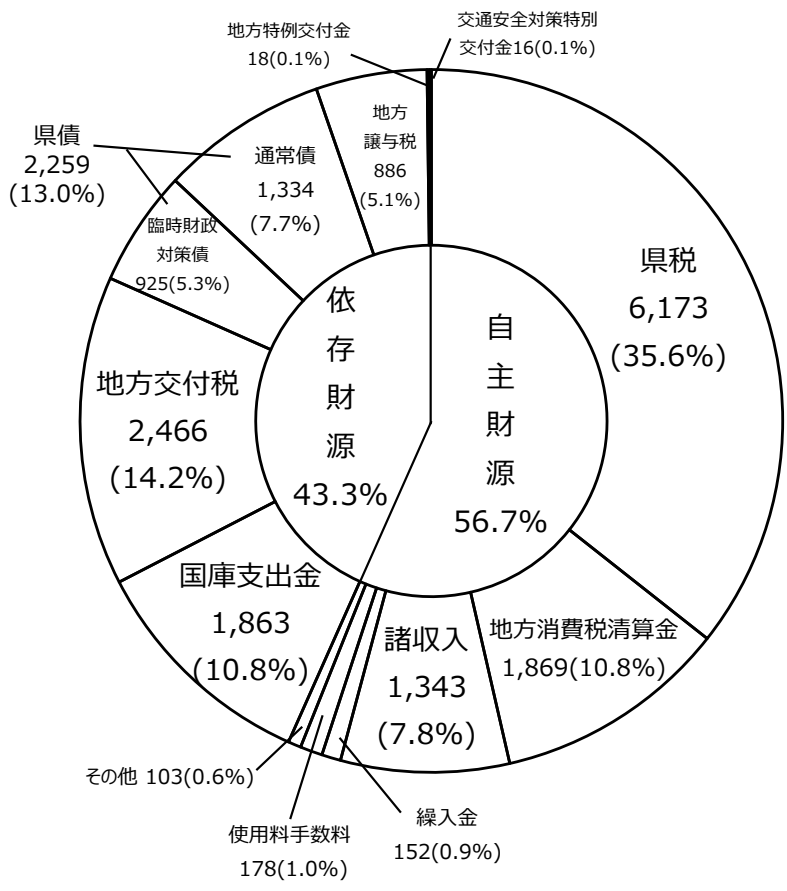
区 分		30年度 当初予算 A	29年度 当初予算 B	比 較		
				増 減 A - B	伸 率 A / B	
歳 出	人件費	3,891	3,875	16	100.4	
	給与費	3,530	3,510	20	100.6	
	退職手当	361	364	△ 4	98.9	
	社会保障費	3,271	3,249	22	100.7	
	公債費	2,201	2,195	6	100.3	
	公 共 事 業 費	補助事業費	1,066	989	77	107.7
		単独事業費	711	781	△ 71	91.0
		小 計	1,777	1,771	6	100.3
		直轄事業負担金	281	218	62	128.6
		合 計	2,057	1,989	68	103.4
	災害復旧費	224	14	210	1,603.4	
	行政施策費	2,469	2,483	△ 14	99.4	
	市町村交付金等	3,075	3,239	△ 164	94.9	
	その他	138	165	△ 27	83.5	
合 計	17,325	17,209	116	100.7		
歳 入	県税等	8,042	8,026	16	100.2	
	地方交付税	2,466	2,494	△ 28	98.9	
	地方譲与税等	904	887	17	101.9	
	国庫支出金	1,863	1,753	110	106.3	
	県債	通常債	1,334	1,252	82	106.6
		臨時財政対策債	925	966	△ 41	95.7
		財政調整基金等三基金繰入金	5	45	△ 40	11.1
	その他	1,786	1,786	0	100.0	
	合 計	17,325	17,209	116	100.7	

※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所がある。

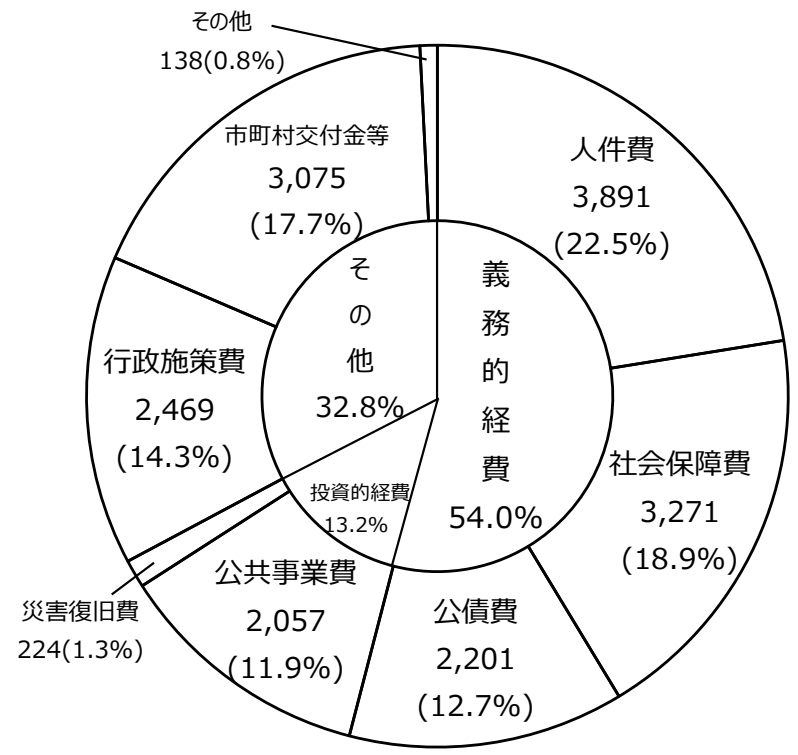
# 平成30年度一般会計当初予算

総額 1兆7,325億円

## 歳入



## 歳出



<単位：億円、( )は構成比>

※表示未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所がある。

平成30年2月19日

担当課	税務課
内線	2283
直通	092-643-3063
担当	西山

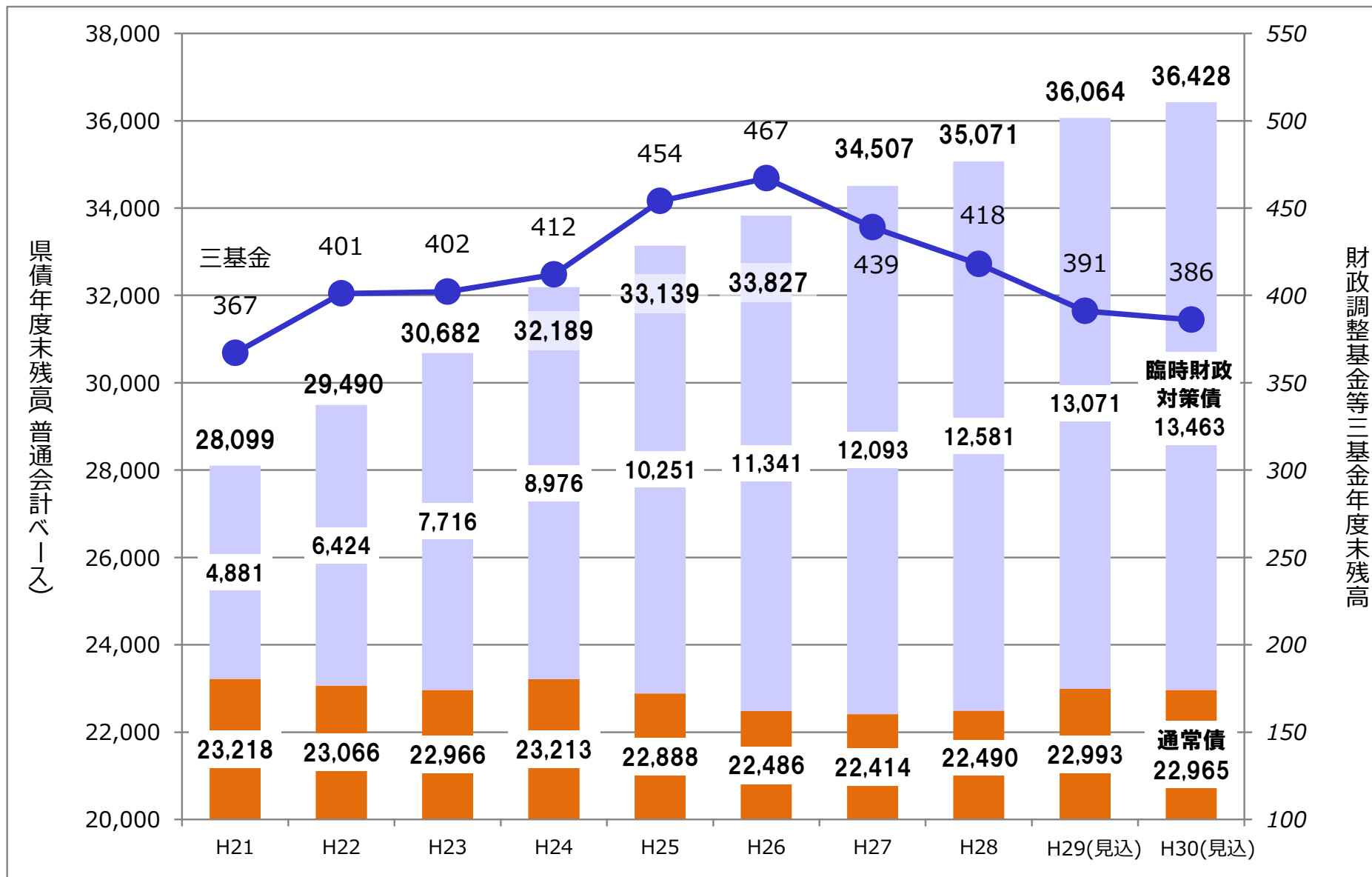
## 平成30年度県税当初予算対比表

(単位：千円、%)

区 分		30年度 当初予算額 ①	29年度 当初予算額 ②	予算増減額 (対前年) ①-②	増減率 ①/②
県 民 税	個人	142,030,819	173,613,029	▲ 31,582,210	81.8
	法人	25,745,859	24,375,503	1,370,356	105.6
	利子割	1,983,280	1,134,058	849,222	174.9
	小計	169,759,958	199,122,590	▲ 29,362,632	85.3
事 業 税	個人	6,743,554	6,456,932	286,622	104.4
	法人	134,347,711	124,100,612	10,247,099	108.3
	小計	141,091,265	130,557,544	10,533,721	108.1
地 方 消 費 税	譲渡割	117,942,354	113,462,511	4,479,843	103.9
	貨物割	58,780,922	54,339,397	4,441,525	108.2
	小計	176,723,276	167,801,908	8,921,368	105.3
不動産取得税		16,261,719	16,753,522	▲ 491,803	97.1
県たばこ税		6,039,560	6,319,211	▲ 279,651	95.6
ゴルフ場利用税		1,029,172	976,892	52,280	105.4
自動車取得税		6,778,110	5,146,195	1,631,915	131.7
軽油引取税		39,501,564	38,232,274	1,269,290	103.3
自動車税		59,903,944	58,711,439	1,192,505	102.0
鉱区税		5,159	4,989	170	103.4
狩猟税		19,519	20,238	▲ 719	96.4
産業廃棄物税		176,034	167,499	8,535	105.1
県税合計		617,289,280	623,814,301	▲ 6,525,021	99.0
地方消費税清算金(歳入)		186,902,404	178,756,978	8,145,426	104.6
県税等		804,191,684	802,571,279	1,620,405	100.2
地方消費税清算金(歳出)		168,996,674	158,752,044	10,244,630	106.5
合計(地方消費税清算後)		635,195,010	643,819,235	▲ 8,624,225	98.7
(法人二税)		160,093,570	148,476,115	11,617,455	107.8
(参 考)					
地方法人特別税(国税)		69,666,543	67,114,069	2,552,474	103.8
県税合計 + 地方法人特別税		686,955,823	690,928,370	▲ 3,972,547	99.4

# 財政調整基金等三基金及び県債残高の推移

(単位:億円)



※ H28までは決算、H29は平成29年度2月補正予算(当初提案)後、H30は平成30年度当初予算後の残高

平成30年度当初予算における新規事業について

(単位：千円)

部名	課	名	款	項	目	事項名	予算額	財源内訳			概要	
								国支出金	特収	県債		一般財源
総務部	行政経営課		2	1	1	[新] 県庁モバイルワーク推進費	8,982				8,982	○ モバイルワークの導入に要する経費
	税務課		2	3	2	県税収入確保策	96,457				96,457	[新] 地方税共通納税システム整備費
	財産活用課 児童家庭課		2	1	1	[新] 田川児童相談所整備費	8,325			8,100	225	○ 専門職増員に伴う執務室の拡張及び障がい者用駐車場の整備に要する経費 ・工期 平成30年度～31年度
						債務負担行為	52,971			39,700	13,271	
	防災企画課		2	6	1	[新] 災害対策本部強化	7,627				7,627	○ 災害・危機事案発生時の初動体制強化に要する経費 1,952 ○ 災害対策本部の機動力強化に要する経費 5,675
						[新] 防災情報伝達強化	11,073				11,073	○ 災害により孤立するおそれがある地域の通信手段を多重化する市町村への助成
消防防災指		2	6	2	[新] 消防団加入促進事業	3,327	3,327				○ 学生消防防災サークルの設立支援に要する経費 2,461 ○ 消防団協力事業所の拡大に要する経費 866	
企画・地域振興部	総合政策課		2	2	2	再生可能エネルギー導入促進費	2,034	947			1,087	[新] 市町村における再生可能エネルギー等の導入計画立案への支援に要する経費
	広域地域振興課					京築連帯イメージ推進費	1,961	980			981	○ 京築連帯アメニティ都市圏推進会議負担金等 ・[新]福岡都市圏での誘客促進事業に要する経費
						福岡近郊地域活性化事業費	1,304	652			652	○ 朝倉地域のプロジェクトの実施に要する経費 ・[新]観光情報サイトでの情報発信に要する経費
						糸島地域活性化事業費	2,100	1,050			1,050	○ 糸島地域のプロジェクトの実施に要する経費 ・[新]学官連携による糸島農業振興事業費
						筑後七国活性化事業費	671	335			336	○ 筑後七国の観光情報発信に要する経費 ・[新]県外観光PR活動に要する経費 221 ・[新]体験型観光ツアーに要する経費 450
						福岡県移住・定住促進費	5,360	2,037			3,323	[新] 仕事と暮らしをセットで体験する事業の実施に要する経費
	情報政策課		2	2	6	電子県庁運営費	1,638				1,638	[新] 県ホームページにおける災害時用トップページの構築に要する経費
	交通政策課					[新] 平成筑豊鉄道利用促進費	48,076	23,675		21,800	2,601	○ 平成筑豊鉄道における観光列車及びマルシェの整備に要する経費
						地方バス運行確保対策費	20,721	7,782			12,939	[新] 市町村が行う生活交通路線の取支改善の取組に対する助成 7,750 ○ 市町村が行うコミュニティバス路線等の維持・確保に対する助成 ・[新]新規開設路線に対する補助率の優遇 7,814 ・[新]デマンド交通等へ転換した路線に対する補助率の優遇 5,157
						[新] 自転車活用推進費	6,233				6,233	○ 福岡県自転車活用推進計画(仮称)の策定に要する経費
	国際政策課					[新] 地方版クールジャパン推進会議開催事業費	2,021				2,021	○ 地方版クールジャパン推進会議の開催に要する経費
					[新] ブラジル日本移住110周年記念事業費	18,377				18,377	○ 記念式典への県代表団派遣等に要する経費 時 期：平成30年7月(予定) 開催地：ブラジル(サンパウロ市等)	
					[新] 南加福岡県人会110周年記念事業費	7,904				7,904	○ 記念式典への県代表団派遣等に要する経費 時 期：平成30年8月(予定) 開催地：アメリカ(ロサンゼルス市)	
国際政策課 地域課		2	2	7	[新] タイ王国総領事館開設記念事業費	16,839	6,855			9,984	○ タイ王国総領事館開設記念イベントの実施に要する経費 13,711 ○ 国際交流員(タイ語)の配置に要する経費 3,128	
地域課					アジア地域連携促進事業費	1,416	708			708	[新] デリー準州との文化遺産分野における交流に要する経費	
					[新] ハノイ市友好提携10周年記念事業費	19,039				19,039	○ 「福岡フェア」の開催等に要する経費 時 期：平成30年6月(予定) 開催地：ベトナム(ハノイ市)	
人づくり・県民生活部	文化振興課		5	1	2	障がい者芸術文化活動推進費	9,040	4,520			4,520	[新] 障がい者アートの普及イベントの開催に要する経費 1,340 [新] 「障がい者芸術祭(仮称)」の開催に要する経費 3,700 [新] 障がいのある人の芸術文化活動に対する助成 4,000
					文化の魅力発信事業	6,888	3,444			3,444	[新] 市町村等と連携した外国人向け文化体験プログラムの開発等に要する経費	
					九州芸術館事業費	17,140	8,570			8,570	[新] 開館5周年記念事業費 ・地域の文化資源を活かした体験イベント等の開催 [新] 国内外のアーティストと地域住民のダンスをテーマにした交流に要する経費 10,394	

部名	課	名	款	項	目	事項名	予算額	財 源				概 要
								国支出金	特 取	内 債	一般財源	
人づくり・県民生活部	文化振興課		5	1	2	世界文化遺産保存・活用事業	31,641	15,820			15,821	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [新] 風力発電施設の設置規制に関する調査等に要する経費 1,167</li> <li>・ [新] 交流・航海・祭祀に関する調査研究に要する経費 4,512</li> <li>・ [新] 宗像大社が行う沖ノ島の防犯設備の設置に対する助成 916</li> <li>・ [新] 遺産群の魅力発信を強化する新たな映像等の作成に要する経費 14,386</li> <li>・ [新] 登録1周年記念イベントの開催に要する経費 1,189</li> <li>・ [新] 新原・奴山古墳群映像アプリの作成に要する経費 2,223</li> </ul> </li> <li>○ 「明治日本の産業革命遺産」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [新] 構成資産等を周遊するスタンプラリー及び関連資料巡回展等の実施に要する経費 5,243</li> <li>・ [新] 三池港開門操作室の歴史調査及び発信に要する経費 2,005</li> </ul> </li> </ul>
						ラグビーワールドカップ2019福岡開催費	28,790	14,395			14,395	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡大会開催に向けた大会開催準備及び気運醸成等に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [新] 組織委員会地域支部の設置 800</li> <li>・ [新] 強豪国招致による大会リハーサルの実施 15,239</li> <li>・ [新] 「アジアラグビー交流フェスタ(仮称)」の実施 12,751</li> </ul> </li> </ul>
	スポーツ振興課	5	1	2	[新] スポーツ・運動機会創出事業費	5,442	2,721			2,721	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 働き盛り・子育て世代に対するスポーツや運動機会の創出に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツスタートアップキャンペーン実施に要する経費 4,215</li> <li>・ 運動実施率向上企画セミナー開催に要する経費 1,227</li> </ul> </li> </ul>	
					ふくおかスポーツ振興プロジェクト事業費	32,832			32,832	[新] 国際スポーツ大会のキャンプ受入れによるスポーツ交流事業に取り組む市町村への支援に要する経費 31,200		
										[新] 聖火リレーに係る実行委員会の設置に要する経費 1,632		
	男女共同参画推進課	5	1	2	交際相手からの暴力防止対策費	2,716				2,716	[新] デートDV・性暴力防止啓発のための高校等への専門講師派遣に要する経費	
	生活安全課	5	1	2	自転車安全利用条例推進費	4,049				4,049	[新] 啓発映像の制作に要する経費 3,150 [新] 多言語啓発チラシの作成に要する経費 899	
	青少年育成課	10	10	1	[新] 若者自立相談事業費	13,473	6,736			6,737	○ 「若者自立相談窓口(仮称)」の設置に要する経費	
					青少年ネット適正利用推進費	4,778			4,778	[新] 生徒参加型情報モラル学習のための校内研修に対する講師派遣等に要する経費		
	保健医療介護部	健康増進課	3	2	2	[新] 健康づくり県民運動事業費	29,157	14,499			14,658	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「健康づくり県民会議(仮称)」の設置に要する経費 1,050</li> <li>○ 健康づくりに関する取組みを宣言した企業・事業所の登録・優良企業等の表彰に要する経費 11,921</li> <li>○ 健康づくり県民運動情報発信サイトの構築に要する経費 16,186</li> </ul>
がん感染症疾病対策課		3	2	2	肝炎対策費	15,002	7,501			7,501	[新] B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重症肝硬変患者の治療に要する経費 11,960 [新] 肝炎ウイルス検査の受検促進に要する経費 3,042	
					がん対策推進費	25,111	12,555		12,556	[新] がん教育を通じた大切な人へのメッセージカードによる受診勧奨に要する経費 7,860 [新] がんの治療・介護と仕事の両立のための就業規則見直し経費に対する助成等 17,251		
					[新] アレルギー対策費	1,276	638		638	○ アレルギー疾患に関する医療従事者向け専門研修等に要する経費		
医療指導課		3	4	2	医療療養病床転換支援事業費	132,216	38,222	45,866		48,128	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療療養病床の転換のための施設の改修に対する助成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [新] 介護医療院 103,200</li> </ul> </li> <li>[新] 医療療養病床の転換のための開設準備費用に対する助成 29,016</li> </ul>	
薬務課		3	4	4	[新] おくすり適正使用促進費	6,262	3,109			3,153	○ 医薬品の適正使用促進連絡協議会の開催に要する経費 424 ○ お薬手帳の活用促進に要する経費 5,838	
					[新] 薬物再乱用対策推進費	15,208	7,031	28	8,149	○ 執行猶予判決を受けた薬物事犯の初犯者に対する相談支援コーディネーターの配置等に要する経費 14,401 ○ 再乱用対策推進会議の開催に要する経費 807		
医療保険課				特別会計	[新] 国民健康保険給付費等交付金	371,515,230	111,400,915	260,114,315			○ 市町村が負担する保険給付費等に対する助成	
					[新] 国民健康保険共同運営事業費	55,447	20,305	35,142		○ 共同運営事業費補助金 1,899 ○ 市町村の保健事業の推進等に要する経費 53,548		
高齢者地域包括ケア推進課		3	4	2	地域医療総合確保事業費	369,017		369,017			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅医療サービスの充実等に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [新] 在宅医療提供体制充実強化事業費 300,000</li> <li>・ [新] 在宅医療・介護連携従事者支援事業費 39,511</li> <li>・ [新] 地域在宅医療支援センター機能強化事業費 29,506</li> </ul> </li> </ul>	
高齢者地域包括ケア推進課	3	5	3	地域介護総合確保事業費	326,046		326,046			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域密着型サービス施設の整備等に対する助成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [新] 介護療養病床から介護医療院への転換 307,812</li> </ul> </li> <li>○ 介護従事者の確保・養成に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [新] 介護人材養成・就職支援事業費 18,234</li> </ul> </li> </ul>		
福祉労働部	福祉総務課	5	2	2	[新] 被災者住宅再建支援費	50,000				50,000	○ 九州北部豪雨で被災した住宅の再建のために受ける融資の利子相当額の助成	
	子育て支援課	5	3	1	保育所職員等研修費	88,086	52,368			35,718	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所職員の研修等に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [新] 保育士等キャリアアップ研修事業 31,222</li> <li>・ [新] キャリアアップ研修を受講する保育士等の代替職員の配置に対する助成 49,952</li> <li>・ [新] 保育士有資格者の求職や保育所等の求人登録するシステムの構築に要する経費 6,912</li> </ul> </li> </ul>	

部名	課名	款	項目	事項名	予算額	財源内訳				概要			
						国支出金	特取	果債	一般財源				
福祉労働部	児童家庭課	5	3	1	[新] ひとり親世帯所得向上事業費	10,154	2,257		7,897	○ 養育費確保のための支援に要する経費 4,514 ○ 資格取得に向けた修業期間中の多子世帯に対する生活費の助成 5,640			
	障がい福祉課	5	4	1	障がいを理由とする差別解消推進	6,304			6,304	[新] 多言語対応等のバリアフリーマップの作成に要する経費 4,267 [新] 障がいを理由とする差別の解消に関するガイドラインの作成に要する経費 2,037			
		5	4	2	在宅心身障がい児対策費	11,679			11,679	[新] 発達障がいのある人に対する医学的見地に基づく療育支援に要する経費			
		5	4	4	医療的ケア児支援	3,145			3,145	[新] 医療的ケア児者の支援サービスのニーズ等調査に要する経費			
	保護・援護課	5	5	1	子ども支援オフィス運営費	5,642	3,584		2,058	[新] 生活に困窮する子育て世帯に対する一時的な住居の提供に要する経費			
					生活困窮者自立支援	20,651	13,767		6,884	[新] 就労準備支援に要する経費			
	労働政策課	5	7	1	若者自立支援費	3,548			3,548	[新] 就職氷河期世代向けの支援に要する経費			
		5	7	3	企業における働き方改善推進	6,493	3,246		3,247	[新] 「FUKUOKA・よかばい・かえるばいキャンペーン」の実施に要する経費			
	新雇用開発課	5	9	1	70歳現役社会推進	4,153	2,076		2,077	[新] 70歳まで働ける企業を拡大するための社会保険労務士を活用した制度導入の支援に要する経費			
					中小企業障がい者雇用拡大事業費	2,383	1,191		1,192	[新] 精神障がいのある人の雇用に関するガイドブックの作成に要する経費			
					障がいを者雇用促進	3,820	1,910		1,910	[新] テレワークによる障がいを者雇用促進検討会議等に要する経費			
	職業能力開発課	5	8	2	[新] 高等技術専門学校魅力拡大事業費	43,584	32,668	7,300	3,616	○ 産業用ロボットの導入、ビジネスマナー講習等の実施に要する経費 21,408 ○ 民間託児施設を活用した託児サービスの無償提供に要する経費 22,176			
					環境政策課	4	1	1	アジア自治体間環境協力推進費	1,437	718	719	○ 国際環境協力事業費 ・[新]福岡方式処分場に関する技術支援・3R啓発支援 対象地域：ベトナム(フエ省)
環境部	環境保全課	4	1	2	[新] 災害時大気環境観測体制強化費	21,970		12,985	4,500	4,485	○ 測定局の耐震化・機能強化や六価クロム及び水銀の観測機器の整備等に要する経費		
					環境教育・共創推進	3,768			3,768	[新] 地球温暖化対策ワークブックの作成費 2,414 [新] 環境教育学習会開催費 1,354			
	循環型社会推進課	4	1	1	IOT関連産業振興	7,493	3,746		3,747	[新] IoTを活用した業務用電気製品の効率的な3Rシステムの構築に向けた実証試験等に要する経費			
					食品ロス削減推進	5,649			5,649	○ 食品ロス削減県民運動の展開による普及啓発等に要する経費 ・[新]フードバンク活動支援システムの開発に要する経費			
	監視指導課	4	1	3	産業廃棄物監視指導強化費	10,160		10,160	[新] 赤外線カメラ搭載ドローンを活用した監視体制強化に要する経費				
	自然環境課	4	1	4	[新] 自然共生社会推進	4,826			4,826	○ 希少種保護方針の策定に要する経費 3,657 ○ 外来種の危険性・防除に係る啓発等に要する経費 1,169			
商工部	中小企業振興課	7	1	1	中小企業振興資金融資費					○ 融資枠 6,884億円 うち新規融資枠 3,285億円 ・[新]事業承継を支援するための融資枠の創設			
					7	2	2	地域中小企業支援	6,174	3,087		3,087	[新] 地域中小企業支援協議会における事業成果の発信に要する経費
								中小企業総合支援	6,548	3,274		3,274	[新] 「よろず支援拠点」を活用した地域中小企業支援協議会の支援体制強化に要する経費
	中小企業技術振興課	7	2	6	[新] 事業承継促進費	1,021	510		511	○ 事業承継支援のためのネットワーク体制の構築に要する経費			
					[新] 大川家具ブランド力強化費	4,744	2,372		2,372	○ 高付加価値製品の開発に必要な企画力強化のための専門家による助言・指導等に要する経費			
	新産業振興課	7	2	6	IOT関連産業振興	8,627	4,313		4,314	[新] 県内IT企業による現場見学会開催に要する経費 459 [新] 「IoTビジネスフォーラム福岡(仮称)」の開催に要する経費 8,168			
					水素エネルギー戦略推進費	4,353	2,176		2,177	[新] 水素・燃料電池製品の实用化のための試作機開発支援に要する経費 3,000 [新] エネファーム分野への地元企業参入のための技術提案会の開催に要する経費 1,353			
					バイオ産業拠点化推進費	4,747	2,373		2,374	[新] 機能性表示食品開発における臨床試験に向けた可能性調査支援費 3,000 [新] 福岡発の機能性表示食品・健康食品の展示商談会開催に要する経費 1,747			
					医療・福祉機器関連産業振興	1,194	597		597	[新] 単回使用医療機器の再製造参入を促進するためのセミナー開催に要する経費			
					北部九州自動車産業アジア先進拠点推進費	4,855	2,427		2,428	[新] 電動化部品研究会の開催に要する経費 1,398 [新] 「アジア太平洋地域 I T S フォーラム2018福岡」への出展に要する経費 3,457			
	企業立地課	7	2	7	航空機産業振興	2,504	1,252		1,252	[新] 航空機産業への参入を目指す企業が連携して開催する技術研究会等に対する助成			
	国際政策課	2	2	7	ラグビーワールドカップ2019福岡プロモーション推進費	42,876	21,438		21,438	○ 試合開催県等が連携して行う現地プロモーションに要する経費 26,783 対象地域：フランス、香港、豪州			
	スポーツ振興課	5	1	2						○ 外国人向け観光PR動画の制作等に要する経費 10,351			
観光振興課	7	3	1	○ 欧州発の県内周遊旅行商品の造成促進に要する経費 5,742									



部名	課名	款	項目	事項名	予算額	財源内訳				概要	
						国支出金	特取	果債	一般財源		
商工部	観光政策課	7	1	3	地場産業活力創造支援費	1,987	993		994	[新] アンテナレストランにおける首都圏での伝統工芸品の展示PRに要する経費	
					[新] 伝統的工芸品月間国民会議全国大会開催費	58,058	9,752		48,306	○ 「第35回伝統的工芸品月間国民会議全国大会」の開催に要する経費	
					観光振興事業費	1,769	884		885	[新] 観光振興施策実施のための財源確保の検討に要する経費	
		7	3	1	[新] 観光組織・人材育成事業費	10,269	5,134		5,135	○ 日本版DMO法人登録を目指す団体への専門家派遣に要する経費 6,760 ○ 観光地域づくりをリードできる人材の育成に要する経費 3,509	
					体験・交流・滞在型観光資源開発事業費	9,720	4,860		4,860	[新] トレイル・サイクリングの観光情報発信に要する経費 3,888 [新] 広域的な自転車周遊モデルの実証実験に要する経費 5,832	
	7	3	1	観光プロモーション推進費	30,386	15,193		15,193	[新] 「名探偵コナン」を活用した観光プロモーションに要する経費 10,000 [新] 交通事業者等と連携した県内周遊旅行商品の造成促進に要する経費 13,749 [新] 奈良県と連携した観光PRイベントの開催に要する経費 6,637		
				外国人観光客受入環境整備費	5,138	2,569		2,569	[新] 観光案内所の外国人観光客受入環境整備の取組に対する助成		
	農林水産部	農林水産政策課	6	1	1	[新] 農業技術国際交流事業費	2,137			2,137	○ ハノイ市友好提携10周年を契機とした農業分野における技術協力に要する経費
						I o T関連産業振興費	8,521	4,190		4,331	[新] IoTを活用した八女伝統水露生産支援システムの開発に要する経費
			6	1	5	[新] 県産防火性木材製造技術開発費	27,478	12,032	7,500	7,946	○ 廃消火器の薬剤を活用した低コストな県産防火性木材の製造技術開発に要する経費
[新] 「はかた地どり」機能性成分活用技術開発費						2,573	1,214		1,359	○ 「はかた地どり」の機能性成分を活用した加工技術の開発に要する経費	
農山漁村振興課		6	1	2	[新] 企業等活用型中山間地域活性化事業費	5,663	2,770		2,893	○ 荒廃農地等活用による中山間地域活性化のための地域と企業等との協働活動に対する支援に要する経費	
		6	5	2	[新] しいたけ生産振興推進費	4,994	2,488		2,506	○ しいたけの単価上昇に向けた取組に対する助成等	
食の安全・地産地消課		6	1	1	「いただきます! 福岡のおいしい幸せ」県民運動強化費	6,104	3,051		3,053	[新] 業膳の考え方を取り入れた県産食材の活用メニューの作成等に要する経費	
					県産農林水産物インバウンド需要強化費	7,387	4,084		3,303	[新] GAP指導員の資格取得研修等に要する経費 5,827 [新] GAP認証取得農産物のPR活動に要する経費 1,560	
輸出促進課		6	1	1	県産農林水産物輸出促進費	10,861	5,429		5,432	[新] 香港・タイにおける県産食材のPR試食会及びレストランでの「福岡キャンペーン」の実施に要する経費 7,175 [新] 欧州における八女茶常設コーナーの設置及び淹れ方教室の開催に要する経費 3,686	
					「福岡の食」販売拡大・消費促進対策費	2,339	1,158		1,181	[新] 関西圏における県産食材の展示商談会の開催に要する経費	
福岡の食販売促進課	6	1	1	[新] 「福岡の食」魅力発信事業費	148,819	61,108		87,711	○ アンテナレストラン設置による首都圏での「福岡の食」の情報発信等に要する経費 138,819 ○ 県産酒のPR及びバイヤーの招へいによる商談を行う「大ふくさけ祭り(仮称)」の開催に要する経費 10,000		
				活力ある高収益型園芸産地育成事業費	12,000	6,000		6,000	[新] 八女茶に係る生産流通施設の整備等に対する助成		
園芸振興課	6	2	2	[新] 「福岡の八女茶」ブランド力強化対策費	10,033	4,794		5,239	○ 統一ロゴマークの作成及び移動茶室を活用した東京での「プレミアム八女茶カフェ」の開催等に要する経費		
				水田農業担い手機械導入支援費	42,882	21,441		21,441	[新] 米を取り入れた経営一元化に取り組む法人等が行う機械導入に対する助成		
水田農業振興課	6	2	3	水田農業競争力強化対策費	23,121	10,438		12,683	[新] 米を取り入れた経営一元化や園芸品目導入に取り組む法人の支援に要する経費 14,827 [新] 「実りつくし」の需要喚起と認知度向上のための外食・中食業者に対する産地見学会等に要する経費 4,344 [新] 県産米の海外需要開拓のためのバックごはん売り込み及び県産米サンプル提供による営業活動に対する助成 3,950		
				[新] 農業大・学校就職支援・教育体制強化費	25,087	12,047	8,300	4,740	○ 農業大・学校におけるグローバルGAP認証取得及びGAPの知識や実践力を備えた農業人材育成に要する経費		
経営技術支援課	6	1	1	[新] 次世代農業者育成事業費	7,125	3,194		3,931	○ 新規参入希望者と経営を譲りたい農業者とのマッチング及び専門家相談等による経営継承の支援に要する経費 5,349 ○ 従業員の独立就業のための農業法人に対する研修及び法人ごとのプログラム策定の支援に要する経費 1,776		
				女性農林漁業者活動支援費	4,000	2,000		2,000	[新] 共同経営者を目指す女性農業者を対象とした経営発展塾の開催に要する経費		
				農福連携推進費	3,856	1,781		2,075	[新] 障がい者雇用を進めるための地域におけるコーディネート活動の支援に要する経費		
畜産課	6	3	2	ふくおかの畜産競争力強化費	30,470	10,375		20,095	[新] 県産ブランド種鶏の分散飼育施設整備及び凍結精液の製造保管体制の構築に要する経費 15,280 [新] 「博多和牛」の肥育技術向上及び繁殖雌牛の人工授精の支援に要する経費 15,190		
				農村森林整備課	6	5	4	[新] 直轄治山事業負担	500,000		500,000

部名	課	名	款	項	目	事項名	予算額	財 源 内 訳				概 要	
								国支出金	特 取	果 債	一般財源		
農林水産部	林業振興課	6	5	2	[新]	原木流通 コーディネート 活動支援費	4,940	2,324		2,616	○ 生産現場から合板工場等へ原木を直送する流通体制を 管理するコーディネート活動に対する助成		
												[新]	県庁ロビーの木質化工事に要する経費 6,416
												[新]	間伐実施体制構築のための自伐林家の育成等に要する 経費
		6	5	5								[新]	市町村が行う公共施設での木製品展示等に対する助成
	漁業管理課	6	6	2	[新]	水産資源づくり 推進費	20,163	9,479		10,684	○ アサリ、アフリ、アカモク及びアユの資源づくり推進 に要する経費		
	水産振興課	6	6	2	[新]	ふくおかの地魚 魅力発信事業費	22,546	11,062		11,484	○ 「ふくおかの地魚応援の店」での料理フェア開催及び旬 の魚等の情報発信に要する経費		
	農土整備部	道路維持課	8	2	2	[新]	緊急輸送道路 ネットワーク 拡充推進費	10,000			10,000	○ 市町村道を含む緊急輸送道路ネットワーク計画の策定 に要する経費	
河川課		11	2	3		直轄河川 災害復旧事業費	2,609,025		2,348,100	260,925	[新] 国権限代行災害復旧事業に係る負担金		
港湾課		8	4	2	[新]	港湾事業継続 計画策定費	30,000			30,000	○ 荇田港・三池港における港湾事業継続計画の策定に要 する経費		
砂防課		8	3	3	[新]	土砂災害監視 システム整備 費	50,000			50,000	○ 土石流の発生情報を提供するためのワイヤセンサ等の 設置に要する経費		
					[新]	土砂災害危険度 情報配信 システム整備 費	40,000	20,000		20,000	○ 土砂災害危険度の画像情報を配信するためのシステム 整備に要する経費		
水資源対策課	8	8	2	[新]	水道事業基盤 強化・広域 支援費	6,915			6,915	○ 水道事業の基盤強化・広域化に取り組む市町村等に対 する支援に要する経費			
建築都市部	都市計画課	8	5	1	[新]	公共交通 改善支援 費	4,000	2,000		2,000	○ 交通弱者に配慮した公共交通による都市機能へのアク セス環境改善調査等に対する助成		
					[新]	既成住宅地 再生事業 費	11,296	5,604		5,692	○ 住宅地の再生に向けたまちづくり活動に対する助成等		
	住宅計画課	8	6	1	[新]	住宅確保 要配慮者 向け賃貸 促進事業 費	17,259	8,345		8,914	○ 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の改修工事に対する助 成 12,500 ○ 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給を促進するため の計画策定に要する経費 4,759		
	県営住宅課	8	6	2	[新]	九州北部豪 雨公営住 宅建設 受託事業 費	1,060,230		1,060,230			○ 朝倉市、東峰村から受託する災害公営住宅等の整備に 要する経費	
警察本部	警察本部	9	1	2		暴力団離脱者 社会復帰 対策費	4,241			4,241	[新] 暴力団離脱希望者に対する離脱就労支援に要する経費		
					[新]	災害対応 力強化 費	10,771			10,771	○ 大規模災害に対応するための資機材整備に要する経費 9,945 ○ 救助能力向上のための人材育成に要する経費 826		
		9	2	1		総合的危機 管理機 能強化 費	307			307	[新] サイクルボリス等によるテロ対策に要する経費		
						飲酒運転 撲滅 対策 費	4,746			4,746	[新] 飲酒運転等の危険性を体験できるバーチャルリアリ ティ動画を活用した交通安全教育の実施に要する経費		
		9	2	2		一般犯罪捜 査活動 強化 費	4,263	2,131		2,132	[新] 取調べの録音・録画資機材の整備に要する経費		
		9	2	3		交通事故 防止 総合 対策 費	3,102	1,551		1,551	[新] 可搬式速度違反自動取締装置の整備に要する経費		
教育委員会	文化財保護課 社会教育課	10	6	3	[新]	福岡国際交流 史発信 事業費	24,607	6,099	3,000	15,508	○ 大宰府史跡発掘調査50年・史跡指定100周年記念関連 事業等の実施に要する経費 13,006 ○ ユネスコ「世界の記憶」に登録された朝鮮通信使関連資 料の修復等に要する経費 11,601		
	文化財保護課	10	6	3	[新]	「明治150年」 近代建造物 魅力発信 事業費	21,624	987		20,637	○ 創建当時の門司港駅の復原に対する助成 19,650 ○ 近代建造物の魅力を発信するためのパネル展示等に要 する経費 1,974		
	企画調整課 教職員課 体育スポーツ 健康課	10	1	4	2	[新]	教員の働き 方改革 推進 費	154,472	15,488	85,400	53,584	○ 県立学校におけるICカードによる勤務時間管理システ ムの導入に要する経費 90,009 ○ 県立学校における校務支援システム導入に要する経費 5,911 ○ 市町村が行う部活動指導員の配置に対する助成 22,512 ○ 県立学校における部活動指導員の配置等に要する経費 32,448 ○ 学校現場の業務改善を推進するための市町村立学校に おける実践研究に要する経費 3,592	
	社会教育課	10	6	1	[新]	子どもの読 書活動 推進 費	7,436			7,436	○ 小学校低学年を対象とした家庭における読書環境充実 のための保護者への啓発に要する経費 1,007 ○ 市町村が行う読書活動応援隊を活用した読書活動への 助成等 6,429		
	私学振興課 高校教育課 義務教育課	10	1	4	[新]	英語教育 強化 費	57,277			57,277	○ 小学校における英語教育の教科化へ向けた英語指導力 の高い中核教員の育成等に要する経費 10,240 ○ 中学生の英語力、英語教員の英語力・指導力の向上に 要する経費 19,259 ○ 高校生の4技能型英語力の総合的な育成に要する経費 27,778		
	高校教育課	10	1	4		専門高校生 実践力 向上 事業 費	3,458	71		3,387	[新] 農業高校におけるGAP教育を通じた農業人材の育成に 要する経費		

(単位：千円)

部名	課名	款	項目	事項名	予算額	財源内訳				概要	
						国支出金	特取	県債	一般財源		
教育委員会	義務教育課	10	1	4	児童生徒の生活環境改善費	43,611	14,537			29,074	[新] 市町村の全中学校区へのスクールソーシャルワーカー配置に対する助成
					特別支援学校医療的ケア体制整備	7,067	2,830			4,237	[新] 人工呼吸器を装着した児童生徒に対応する看護職員の配置に要する経費
					[新] 特別支援学校技能検定費	2,873				2,873	○ 特別支援学校における技能検定の実施等に要する経費
	体育スポーツ健康課	10	7	1	学校給食・食育総合推進費	7,653	7,653			[新] 学校給食費の公会計化の導入推進に要する経費	
合計 (180件)					378,706,733	112,097,284	262,071,344	3,073,400	1,464,705		

※合計額は特別会計を含み、債務負担行為を除いた金額である。

#### 【当初予算における新規事業の推移】

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
件数	127	142	123	143	115	128	140	144	187	180

# 平成30年度における使用料・手数料の改定について

(条例関係) 17件

(単位：千円)

条例名	改正の概要 (単位：円)	増減収額	施行	理由																																															
2 月 議 会 提 出	福岡県消防関係手数料条例 危険物取扱者及び消防設備士の試験の実施及び免状の交付に係る手数料 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">試験の実施</td> <td rowspan="3">危険物取扱者</td> <td>甲種</td> <td>5,000円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>乙種</td> <td>3,400円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>丙種</td> <td>2,700円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防設備士</td> <td>甲種</td> <td>5,000円</td> <td>5,700円</td> </tr> <tr> <td>乙種</td> <td>3,400円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">免状の交付</td> <td rowspan="2">危険物取扱者</td> <td>交付</td> <td>2,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>再交付</td> <td>1,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>消防設備士</td> <td>交付</td> <td>2,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>再交付</td> <td>1,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		現行	改正案	試験の実施	危険物取扱者	甲種	5,000円	6,500円	乙種	3,400円	4,500円	丙種	2,700円	3,600円	消防設備士	甲種	5,000円	5,700円	乙種	3,400円	3,800円	免状の交付	危険物取扱者	交付	2,800円	2,900円	再交付	1,800円	1,900円	消防設備士	交付	2,800円	2,900円			再交付	1,800円	1,900円	650	H30.5.1	改定 (政令の改正)								
	区分		現行	改正案																																															
試験の実施	危険物取扱者	甲種	5,000円	6,500円																																															
		乙種	3,400円	4,500円																																															
		丙種	2,700円	3,600円																																															
消防設備士	甲種	5,000円	5,700円																																																
	乙種	3,400円	3,800円																																																
免状の交付	危険物取扱者	交付	2,800円	2,900円																																															
		再交付	1,800円	1,900円																																															
	消防設備士	交付	2,800円	2,900円																																															
		再交付	1,800円	1,900円																																															
大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例 県内で発生した大規模な災害による被災者の経済的負担の軽減を図るため、免除対象とする手数料に下記を追加 <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収することを規程する条例の名称</th> <th>手数料名称</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">福岡県商工関係手数料条例</td> <td>1 全国通関案内士登録証再交付手数料</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>2 電気工事業登録証再交付手数料</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">福岡県農林水産関係手数料条例</td> <td>3 動物用医薬品販売業許可証又は動物用高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証再交付申請手数料</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>4 動物用医薬品配置従事者身分証明書再交付申請手数料</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>5 狩猟免状再交付手数料</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">福岡県警察関係手数料条例</td> <td>6 風俗営業許可証再交付申請手数料</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>7 特例風俗営業業者認定証再交付申請手数料</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>8 性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>9 性風俗関連特殊営業届出確認書再交付申請手数料</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>10 特定遊興飲食店営業許可証再交付申請手数料</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>11 古物営業許可証書換申請手数料</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>12 質屋営業許可証書換申請手数料</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>13 銃砲刀剣類所持許可証書換申請手数料</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>14 年少射撃資格認定証書換申請手数料</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>15 道路使用許可証再交付申請手数料</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>16 保管場所標章交付手数料</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>17 保管場所標章再交付手数料</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>18 警備業認定証書換申請手数料</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>19 検定合格証明書書換申請手数料</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>20 探偵業変更届出証明書交付手数料</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>21 探偵業届出証明書再交付手数料</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収することを規程する条例の名称	手数料名称	手数料額	福岡県商工関係手数料条例	1 全国通関案内士登録証再交付手数料	4,000円	2 電気工事業登録証再交付手数料	2,200円	福岡県農林水産関係手数料条例	3 動物用医薬品販売業許可証又は動物用高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証再交付申請手数料	2,900円	4 動物用医薬品配置従事者身分証明書再交付申請手数料	2,900円	5 狩猟免状再交付手数料	1,000円	福岡県警察関係手数料条例	6 風俗営業許可証再交付申請手数料	1,200円	7 特例風俗営業業者認定証再交付申請手数料	1,200円	8 性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料	1,500円	9 性風俗関連特殊営業届出確認書再交付申請手数料	1,200円	10 特定遊興飲食店営業許可証再交付申請手数料	1,100円	11 古物営業許可証書換申請手数料	1,500円	12 質屋営業許可証書換申請手数料	1,500円	13 銃砲刀剣類所持許可証書換申請手数料	1,800円	14 年少射撃資格認定証書換申請手数料	1,800円	15 道路使用許可証再交付申請手数料	600円	16 保管場所標章交付手数料	550円	17 保管場所標章再交付手数料	550円	18 警備業認定証書換申請手数料	2,200円	19 検定合格証明書書換申請手数料	2,200円	20 探偵業変更届出証明書交付手数料	1,500円	21 探偵業届出証明書再交付手数料	1,000円	△20	公布の日	免除対象の手数料の追加
手数料を徴収することを規程する条例の名称	手数料名称	手数料額																																																	
福岡県商工関係手数料条例	1 全国通関案内士登録証再交付手数料	4,000円																																																	
	2 電気工事業登録証再交付手数料	2,200円																																																	
福岡県農林水産関係手数料条例	3 動物用医薬品販売業許可証又は動物用高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証再交付申請手数料	2,900円																																																	
	4 動物用医薬品配置従事者身分証明書再交付申請手数料	2,900円																																																	
	5 狩猟免状再交付手数料	1,000円																																																	
福岡県警察関係手数料条例	6 風俗営業許可証再交付申請手数料	1,200円																																																	
	7 特例風俗営業業者認定証再交付申請手数料	1,200円																																																	
	8 性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料	1,500円																																																	
	9 性風俗関連特殊営業届出確認書再交付申請手数料	1,200円																																																	
	10 特定遊興飲食店営業許可証再交付申請手数料	1,100円																																																	
	11 古物営業許可証書換申請手数料	1,500円																																																	
	12 質屋営業許可証書換申請手数料	1,500円																																																	
	13 銃砲刀剣類所持許可証書換申請手数料	1,800円																																																	
	14 年少射撃資格認定証書換申請手数料	1,800円																																																	
	15 道路使用許可証再交付申請手数料	600円																																																	
16 保管場所標章交付手数料	550円																																																		
17 保管場所標章再交付手数料	550円																																																		
18 警備業認定証書換申請手数料	2,200円																																																		
19 検定合格証明書書換申請手数料	2,200円																																																		
20 探偵業変更届出証明書交付手数料	1,500円																																																		
21 探偵業届出証明書再交付手数料	1,000円																																																		
福岡県保健福祉関係手数料条例	介護関係手数料 ・指定居宅介護支援事業者指定申請手数料 30,000円→削除 ・指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料 20,000円→削除	△2,420	H30.4.1	削除 (法律の改正)																																															
	介護保険法の改正に基づき新たな介護保険施設として創設された介護医療院に係る手数料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料名称</th> <th>徴収時期</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護医療院開設許可申請手数料</td> <td>申請時</td> <td>63,000円</td> </tr> <tr> <td>介護医療院変更許可申請手数料</td> <td>申請時</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>介護医療院許可更新申請手数料</td> <td>申請時</td> <td>33,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料名称	徴収時期	手数料額	介護医療院開設許可申請手数料	申請時	63,000円	介護医療院変更許可申請手数料	申請時	33,000円	介護医療院許可更新申請手数料	申請時	33,000円	630	H30.4.1	新設 (法律の改正)																																			
手数料名称	徴収時期	手数料額																																																	
介護医療院開設許可申請手数料	申請時	63,000円																																																	
介護医療院変更許可申請手数料	申請時	33,000円																																																	
介護医療院許可更新申請手数料	申請時	33,000円																																																	

(条例関係) 17件

(単位：千円)

条 例 名	改正の概要 (単位：円)	増減収額	施 行	理 由																			
2 月 議 会 提 出	福岡県土壌汚染対策法関係手数料条例	土壌汚染対策法の改正に基づき新たに創設された汚染土壌処理業の承継規定に係る手数料	0	H30.4.1	新設 (法律の改正)																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料名称</th> <th>徴収時期</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料</td> <td>申請時</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>汚染土壌処理業者合併又は分割承認申請手数料</td> <td>申請時</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>汚染土壌処理業相続承認申請手数料</td> <td>申請時</td> <td>70,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料名称	徴収時期	手数料額	汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料	申請時	70,000円	汚染土壌処理業者合併又は分割承認申請手数料	申請時	70,000円	汚染土壌処理業相続承認申請手数料	申請時	70,000円									
	手数料名称	徴収時期	手数料額																				
	汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料	申請時	70,000円																				
	汚染土壌処理業者合併又は分割承認申請手数料	申請時	70,000円																				
汚染土壌処理業相続承認申請手数料	申請時	70,000円																					
福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に基づき新たに創設された二以上の事業者による産業廃棄物の一体的処理の特例制度に係る手数料	147	H30.4.1	新設 (法律の改正)																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料名称</th> <th>徴収時期</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料</td> <td>申請時</td> <td>147,000円</td> </tr> <tr> <td>二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料</td> <td>申請時</td> <td>134,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料名称	徴収時期	手数料額	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料	申請時	147,000円	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料	申請時	134,000円													
手数料名称	徴収時期	手数料額																					
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料	申請時	147,000円																					
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料	申請時	134,000円																					
福岡県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例	解体自動車破砕業に関する手数料 ・解体自動車破砕業の変更許可申請手数料 75,000円→67,000円	△8	H30.4.1	改定 (政令の改正)																			
福岡県商工関係手数料条例	高圧ガス保安法関係	0	H30.4.1	改定 (政令の改正)																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手数料名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">手数料額</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">容器関係手数料</td> <td>繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(内容積1ℓ以上5ℓ未満)</td> <td>1個につき180円</td> <td>1個につき160円</td> </tr> <tr> <td>高強度鋼容器(内容積30ℓ以上)</td> <td>1個につき220円に10ℓに満たない端数を増すごとに4円を加えた金額</td> <td>1個につき210円に10ℓに満たない端数を増すごとに3円を加えた金額</td> </tr> <tr> <td>高強度鋼容器(内容積5ℓ以上30ℓ未満)</td> <td>1個につき220円</td> <td>1個につき210円</td> </tr> <tr> <td>その他の容器(内容積1ℓ未満)</td> <td>1個につき90円</td> <td>1個につき80円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料名称	区分	手数料額		現行	改正案	容器関係手数料	繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(内容積1ℓ以上5ℓ未満)	1個につき180円	1個につき160円	高強度鋼容器(内容積30ℓ以上)	1個につき220円に10ℓに満たない端数を増すごとに4円を加えた金額	1個につき210円に10ℓに満たない端数を増すごとに3円を加えた金額	高強度鋼容器(内容積5ℓ以上30ℓ未満)	1個につき220円	1個につき210円	その他の容器(内容積1ℓ未満)	1個につき90円	1個につき80円			
手数料名称	区分			手数料額																			
		現行	改正案																				
容器関係手数料	繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(内容積1ℓ以上5ℓ未満)	1個につき180円	1個につき160円																				
	高強度鋼容器(内容積30ℓ以上)	1個につき220円に10ℓに満たない端数を増すごとに4円を加えた金額	1個につき210円に10ℓに満たない端数を増すごとに3円を加えた金額																				
	高強度鋼容器(内容積5ℓ以上30ℓ未満)	1個につき220円	1個につき210円																				
	その他の容器(内容積1ℓ未満)	1個につき90円	1個につき80円																				
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係 ・充てん設備変更許可手数料 19,000円→17,000円	△10	H30.4.1	改定 (政令の改正)																			

(条例関係) 17件

(単位：千円)

条 例 名	改正の概要 (単位：円)	増減収額	施 行	理 由																																																																																				
2 月 議 会 提 出	福岡県道路占用料徴収条例 道路占用料 ○改正の主な内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>所在地</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第一種電柱</td> <td>第一級地</td> <td>920 円</td> <td>960 円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>760 円</td> <td>760 円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>700 円</td> <td>700 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>530 円</td> <td>650 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>330 円</td> <td>420 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第一種電話柱</td> <td>第一級地</td> <td>820 円</td> <td>860 円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>680 円</td> <td>680 円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>620 円</td> <td>630 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>480 円</td> <td>580 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>290 円</td> <td>380 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他の柱類</td> <td>第一級地</td> <td>82 円</td> <td>86 円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>68 円</td> <td>68 円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>62 円</td> <td>63 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>48 円</td> <td>58 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>29 円</td> <td>38 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td>第一級地</td> <td>1,600 円</td> <td>1,700 円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>1,400 円</td> <td>1,400 円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>1,200 円</td> <td>1,300 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>950 円</td> <td>1,200 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>580 円</td> <td>750 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">外径が0.1m以上0.15m未満のもの</td> <td>第一級地</td> <td>74 円</td> <td>77 円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>61 円</td> <td>61 円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>56 円</td> <td>56 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>43 円</td> <td>53 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>26 円</td> <td>34 円</td> </tr> </tbody> </table>	占用物件	所在地	現行	改正案	第一種電柱	第一級地	920 円	960 円	第二級地	760 円	760 円	第三級地	700 円	700 円	第四級地	530 円	650 円	第五級地	330 円	420 円	第一種電話柱	第一級地	820 円	860 円	第二級地	680 円	680 円	第三級地	620 円	630 円	第四級地	480 円	580 円	第五級地	290 円	380 円	その他の柱類	第一級地	82 円	86 円	第二級地	68 円	68 円	第三級地	62 円	63 円	第四級地	48 円	58 円	第五級地	29 円	38 円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	第一級地	1,600 円	1,700 円	第二級地	1,400 円	1,400 円	第三級地	1,200 円	1,300 円	第四級地	950 円	1,200 円	第五級地	580 円	750 円	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	第一級地	74 円	77 円	第二級地	61 円	61 円	第三級地	56 円	56 円	第四級地	43 円	53 円	第五級地	26 円	34 円	18,147	H30.4.1	改定 (政令の改正)
	占用物件	所在地	現行	改正案																																																																																				
第一種電柱	第一級地	920 円	960 円																																																																																					
	第二級地	760 円	760 円																																																																																					
	第三級地	700 円	700 円																																																																																					
	第四級地	530 円	650 円																																																																																					
	第五級地	330 円	420 円																																																																																					
第一種電話柱	第一級地	820 円	860 円																																																																																					
	第二級地	680 円	680 円																																																																																					
	第三級地	620 円	630 円																																																																																					
	第四級地	480 円	580 円																																																																																					
	第五級地	290 円	380 円																																																																																					
その他の柱類	第一級地	82 円	86 円																																																																																					
	第二級地	68 円	68 円																																																																																					
	第三級地	62 円	63 円																																																																																					
	第四級地	48 円	58 円																																																																																					
	第五級地	29 円	38 円																																																																																					
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	第一級地	1,600 円	1,700 円																																																																																					
	第二級地	1,400 円	1,400 円																																																																																					
	第三級地	1,200 円	1,300 円																																																																																					
	第四級地	950 円	1,200 円																																																																																					
	第五級地	580 円	750 円																																																																																					
外径が0.1m以上0.15m未満のもの	第一級地	74 円	77 円																																																																																					
	第二級地	61 円	61 円																																																																																					
	第三級地	56 円	56 円																																																																																					
	第四級地	43 円	53 円																																																																																					
	第五級地	26 円	34 円																																																																																					
	福岡県港湾施設管理条例 港湾施設使用料 ○改正の主な内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>所在地</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第一種電柱</td> <td>第一級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>700 円</td> <td>700 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>530 円</td> <td>650 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第一種電話柱</td> <td>第一級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>620 円</td> <td>630 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>480 円</td> <td>580 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他の柱類</td> <td>第一級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>62 円</td> <td>63 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>48 円</td> <td>58 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td>第一級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>1,200 円</td> <td>1,300 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>950 円</td> <td>1,200 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">外径が0.1m以上0.15m未満のもの</td> <td>第一級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>56 円</td> <td>56 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>43 円</td> <td>53 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	占用物件	所在地	現行	改正案	第一種電柱	第一級地	—	—	第二級地	—	—	第三級地	700 円	700 円	第四級地	530 円	650 円	第五級地	—	—	第一種電話柱	第一級地	—	—	第二級地	—	—	第三級地	620 円	630 円	第四級地	480 円	580 円	第五級地	—	—	その他の柱類	第一級地	—	—	第二級地	—	—	第三級地	62 円	63 円	第四級地	48 円	58 円	第五級地	—	—	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	第一級地	—	—	第二級地	—	—	第三級地	1,200 円	1,300 円	第四級地	950 円	1,200 円	第五級地	—	—	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	第一級地	—	—	第二級地	—	—	第三級地	56 円	56 円	第四級地	43 円	53 円	第五級地	—	—	2,650	H30.4.1	改定 (政令の改正)
占用物件	所在地	現行	改正案																																																																																					
第一種電柱	第一級地	—	—																																																																																					
	第二級地	—	—																																																																																					
	第三級地	700 円	700 円																																																																																					
	第四級地	530 円	650 円																																																																																					
	第五級地	—	—																																																																																					
第一種電話柱	第一級地	—	—																																																																																					
	第二級地	—	—																																																																																					
	第三級地	620 円	630 円																																																																																					
	第四級地	480 円	580 円																																																																																					
	第五級地	—	—																																																																																					
その他の柱類	第一級地	—	—																																																																																					
	第二級地	—	—																																																																																					
	第三級地	62 円	63 円																																																																																					
	第四級地	48 円	58 円																																																																																					
	第五級地	—	—																																																																																					
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	第一級地	—	—																																																																																					
	第二級地	—	—																																																																																					
	第三級地	1,200 円	1,300 円																																																																																					
	第四級地	950 円	1,200 円																																																																																					
	第五級地	—	—																																																																																					
外径が0.1m以上0.15m未満のもの	第一級地	—	—																																																																																					
	第二級地	—	—																																																																																					
	第三級地	56 円	56 円																																																																																					
	第四級地	43 円	53 円																																																																																					
	第五級地	—	—																																																																																					

(条例関係) 17件

(単位：千円)

条 例 名	改正の概要 (単位：円)	増減収額	施 行	理 由																																																																																				
2 月 議 会 提 出	福岡県河川流水占用料等徴収条例 河川占用料 ○改正の主な内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>占有物件</th> <th>所在地</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第一種電柱</td> <td>第一級地</td> <td>920 円</td> <td>960 円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>760 円</td> <td>760 円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>700 円</td> <td>700 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>530 円</td> <td>650 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>330 円</td> <td>420 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第一種電話柱</td> <td>第一級地</td> <td>820 円</td> <td>860 円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>680 円</td> <td>680 円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>620 円</td> <td>630 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>480 円</td> <td>580 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>290 円</td> <td>380 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他の柱類</td> <td>第一級地</td> <td>82 円</td> <td>86 円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>68 円</td> <td>68 円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>62 円</td> <td>63 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>48 円</td> <td>58 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>29 円</td> <td>38 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">送電塔</td> <td>第一級地</td> <td>1,600 円</td> <td>1,700 円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>1,400 円</td> <td>1,400 円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>1,200 円</td> <td>1,300 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>950 円</td> <td>1,200 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>580 円</td> <td>750 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">外径が0.1m以上 0.15m未満のもの</td> <td>第一級地</td> <td>74 円</td> <td>77 円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>61 円</td> <td>61 円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>56 円</td> <td>56 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>43 円</td> <td>53 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>26 円</td> <td>34 円</td> </tr> </tbody> </table>	占有物件	所在地	現行	改正案	第一種電柱	第一級地	920 円	960 円	第二級地	760 円	760 円	第三級地	700 円	700 円	第四級地	530 円	650 円	第五級地	330 円	420 円	第一種電話柱	第一級地	820 円	860 円	第二級地	680 円	680 円	第三級地	620 円	630 円	第四級地	480 円	580 円	第五級地	290 円	380 円	その他の柱類	第一級地	82 円	86 円	第二級地	68 円	68 円	第三級地	62 円	63 円	第四級地	48 円	58 円	第五級地	29 円	38 円	送電塔	第一級地	1,600 円	1,700 円	第二級地	1,400 円	1,400 円	第三級地	1,200 円	1,300 円	第四級地	950 円	1,200 円	第五級地	580 円	750 円	外径が0.1m以上 0.15m未満のもの	第一級地	74 円	77 円	第二級地	61 円	61 円	第三級地	56 円	56 円	第四級地	43 円	53 円	第五級地	26 円	34 円	5,522	H30.4.1	改定 (政令の改正)
	占有物件	所在地	現行	改正案																																																																																				
第一種電柱	第一級地	920 円	960 円																																																																																					
	第二級地	760 円	760 円																																																																																					
	第三級地	700 円	700 円																																																																																					
	第四級地	530 円	650 円																																																																																					
	第五級地	330 円	420 円																																																																																					
第一種電話柱	第一級地	820 円	860 円																																																																																					
	第二級地	680 円	680 円																																																																																					
	第三級地	620 円	630 円																																																																																					
	第四級地	480 円	580 円																																																																																					
	第五級地	290 円	380 円																																																																																					
その他の柱類	第一級地	82 円	86 円																																																																																					
	第二級地	68 円	68 円																																																																																					
	第三級地	62 円	63 円																																																																																					
	第四級地	48 円	58 円																																																																																					
	第五級地	29 円	38 円																																																																																					
送電塔	第一級地	1,600 円	1,700 円																																																																																					
	第二級地	1,400 円	1,400 円																																																																																					
	第三級地	1,200 円	1,300 円																																																																																					
	第四級地	950 円	1,200 円																																																																																					
	第五級地	580 円	750 円																																																																																					
外径が0.1m以上 0.15m未満のもの	第一級地	74 円	77 円																																																																																					
	第二級地	61 円	61 円																																																																																					
	第三級地	56 円	56 円																																																																																					
	第四級地	43 円	53 円																																																																																					
	第五級地	26 円	34 円																																																																																					
	福岡県一般海域管理条例 一般海域使用料 ○改正の主な内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>占有物件</th> <th>所在地</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第一種電柱</td> <td>第一級地</td> <td>920 円</td> <td>960 円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>760 円</td> <td>760 円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>700 円</td> <td>700 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>530 円</td> <td>650 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>330 円</td> <td>420 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">鉄塔</td> <td>第一級地</td> <td>2,500 円</td> <td>2,600 円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>2,000 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>1,400 円</td> <td>1,400 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>790 円</td> <td>970 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>480 円</td> <td>620 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">外径が0.1m以上 0.15m未満のもの</td> <td>第一級地</td> <td>74 円</td> <td>77 円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>61 円</td> <td>61 円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>56 円</td> <td>56 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>43 円</td> <td>53 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>26 円</td> <td>34 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">仮設工作物</td> <td>第一級地</td> <td>370 円</td> <td>390 円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>310 円</td> <td>310 円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>210 円</td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>120 円</td> <td>150 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>73 円</td> <td>94 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">材料置場</td> <td>第一級地</td> <td>230 円</td> <td>240 円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>200 円</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>140 円</td> <td>140 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>76 円</td> <td>93 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>46 円</td> <td>59 円</td> </tr> </tbody> </table>	占有物件	所在地	現行	改正案	第一種電柱	第一級地	920 円	960 円	第二級地	760 円	760 円	第三級地	700 円	700 円	第四級地	530 円	650 円	第五級地	330 円	420 円	鉄塔	第一級地	2,500 円	2,600 円	第二級地	2,000 円	2,000 円	第三級地	1,400 円	1,400 円	第四級地	790 円	970 円	第五級地	480 円	620 円	外径が0.1m以上 0.15m未満のもの	第一級地	74 円	77 円	第二級地	61 円	61 円	第三級地	56 円	56 円	第四級地	43 円	53 円	第五級地	26 円	34 円	仮設工作物	第一級地	370 円	390 円	第二級地	310 円	310 円	第三級地	210 円	210 円	第四級地	120 円	150 円	第五級地	73 円	94 円	材料置場	第一級地	230 円	240 円	第二級地	200 円	200 円	第三級地	140 円	140 円	第四級地	76 円	93 円	第五級地	46 円	59 円	3	H30.4.1	改定 (政令の改正)
占有物件	所在地	現行	改正案																																																																																					
第一種電柱	第一級地	920 円	960 円																																																																																					
	第二級地	760 円	760 円																																																																																					
	第三級地	700 円	700 円																																																																																					
	第四級地	530 円	650 円																																																																																					
	第五級地	330 円	420 円																																																																																					
鉄塔	第一級地	2,500 円	2,600 円																																																																																					
	第二級地	2,000 円	2,000 円																																																																																					
	第三級地	1,400 円	1,400 円																																																																																					
	第四級地	790 円	970 円																																																																																					
	第五級地	480 円	620 円																																																																																					
外径が0.1m以上 0.15m未満のもの	第一級地	74 円	77 円																																																																																					
	第二級地	61 円	61 円																																																																																					
	第三級地	56 円	56 円																																																																																					
	第四級地	43 円	53 円																																																																																					
	第五級地	26 円	34 円																																																																																					
仮設工作物	第一級地	370 円	390 円																																																																																					
	第二級地	310 円	310 円																																																																																					
	第三級地	210 円	210 円																																																																																					
	第四級地	120 円	150 円																																																																																					
	第五級地	73 円	94 円																																																																																					
材料置場	第一級地	230 円	240 円																																																																																					
	第二級地	200 円	200 円																																																																																					
	第三級地	140 円	140 円																																																																																					
	第四級地	76 円	93 円																																																																																					
	第五級地	46 円	59 円																																																																																					

(条例関係) 17件

(単位：千円)

条 例 名	改正の概要 (単位：円)	増減収額	施 行	理 由																																																																																				
2 月 議  会 提 出	福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例 海岸占用料 ○改正の主な内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>所在地</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第一種電柱</td> <td>第一級地</td> <td>920円</td> <td>960円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>760円</td> <td>760円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>700円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>530円</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>330円</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第一種電話柱</td> <td>第一級地</td> <td>820円</td> <td>860円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>680円</td> <td>680円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>620円</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>480円</td> <td>580円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>290円</td> <td>380円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td>第一級地</td> <td>1,600円</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>1,400円</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>1,200円</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>950円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>580円</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">外径が0.1m以上0.15m未満のもの</td> <td>第一級地</td> <td>74円</td> <td>77円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>61円</td> <td>61円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>56円</td> <td>56円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>43円</td> <td>53円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>26円</td> <td>34円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他工作物</td> <td>第一級地</td> <td>490円</td> <td>520円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>410円</td> <td>410円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>370円</td> <td>380円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>290円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>170円</td> <td>230円</td> </tr> </tbody> </table>	占用物件	所在地	現行	改正案	第一種電柱	第一級地	920円	960円	第二級地	760円	760円	第三級地	700円	700円	第四級地	530円	650円	第五級地	330円	420円	第一種電話柱	第一級地	820円	860円	第二級地	680円	680円	第三級地	620円	630円	第四級地	480円	580円	第五級地	290円	380円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	第一級地	1,600円	1,700円	第二級地	1,400円	1,400円	第三級地	1,200円	1,300円	第四級地	950円	1,200円	第五級地	580円	750円	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	第一級地	74円	77円	第二級地	61円	61円	第三級地	56円	56円	第四級地	43円	53円	第五級地	26円	34円	その他工作物	第一級地	490円	520円	第二級地	410円	410円	第三級地	370円	380円	第四級地	290円	350円	第五級地	170円	230円	76	H30.4.1	改定 (政令の改正)
	占用物件	所在地	現行	改正案																																																																																				
第一種電柱	第一級地	920円	960円																																																																																					
	第二級地	760円	760円																																																																																					
	第三級地	700円	700円																																																																																					
	第四級地	530円	650円																																																																																					
	第五級地	330円	420円																																																																																					
第一種電話柱	第一級地	820円	860円																																																																																					
	第二級地	680円	680円																																																																																					
	第三級地	620円	630円																																																																																					
	第四級地	480円	580円																																																																																					
	第五級地	290円	380円																																																																																					
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	第一級地	1,600円	1,700円																																																																																					
	第二級地	1,400円	1,400円																																																																																					
	第三級地	1,200円	1,300円																																																																																					
	第四級地	950円	1,200円																																																																																					
	第五級地	580円	750円																																																																																					
外径が0.1m以上0.15m未満のもの	第一級地	74円	77円																																																																																					
	第二級地	61円	61円																																																																																					
	第三級地	56円	56円																																																																																					
	第四級地	43円	53円																																																																																					
	第五級地	26円	34円																																																																																					
その他工作物	第一級地	490円	520円																																																																																					
	第二級地	410円	410円																																																																																					
	第三級地	370円	380円																																																																																					
	第四級地	290円	350円																																																																																					
	第五級地	170円	230円																																																																																					
福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占有等に関する条例 港湾占用料 ○改正の主な内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>所在地</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第一種電柱</td> <td>第一級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>700円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>530円</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第一種電話柱</td> <td>第一級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>620円</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>480円</td> <td>580円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他の柱類</td> <td>第一級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>62円</td> <td>63円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>48円</td> <td>58円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td>第一級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>1,200円</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>950円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">外径が0.1m以上0.15m未満のもの</td> <td>第一級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>56円</td> <td>56円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>43円</td> <td>53円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	占用物件	所在地	現行	改正案	第一種電柱	第一級地	—	—	第二級地	—	—	第三級地	700円	700円	第四級地	530円	650円	第五級地	—	—	第一種電話柱	第一級地	—	—	第二級地	—	—	第三級地	620円	630円	第四級地	480円	580円	第五級地	—	—	その他の柱類	第一級地	—	—	第二級地	—	—	第三級地	62円	63円	第四級地	48円	58円	第五級地	—	—	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	第一級地	—	—	第二級地	—	—	第三級地	1,200円	1,300円	第四級地	950円	1,200円	第五級地	—	—	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	第一級地	—	—	第二級地	—	—	第三級地	56円	56円	第四級地	43円	53円	第五級地	—	—	253	H30.4.1	改定 (政令の改正)	
占用物件	所在地	現行	改正案																																																																																					
第一種電柱	第一級地	—	—																																																																																					
	第二級地	—	—																																																																																					
	第三級地	700円	700円																																																																																					
	第四級地	530円	650円																																																																																					
	第五級地	—	—																																																																																					
第一種電話柱	第一級地	—	—																																																																																					
	第二級地	—	—																																																																																					
	第三級地	620円	630円																																																																																					
	第四級地	480円	580円																																																																																					
	第五級地	—	—																																																																																					
その他の柱類	第一級地	—	—																																																																																					
	第二級地	—	—																																																																																					
	第三級地	62円	63円																																																																																					
	第四級地	48円	58円																																																																																					
	第五級地	—	—																																																																																					
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	第一級地	—	—																																																																																					
	第二級地	—	—																																																																																					
	第三級地	1,200円	1,300円																																																																																					
	第四級地	950円	1,200円																																																																																					
	第五級地	—	—																																																																																					
外径が0.1m以上0.15m未満のもの	第一級地	—	—																																																																																					
	第二級地	—	—																																																																																					
	第三級地	56円	56円																																																																																					
	第四級地	43円	53円																																																																																					
	第五級地	—	—																																																																																					



(条例関係) 17件

(単位：千円)

条 例 名	改正の概要 (単位：円)	増減収額	施 行	理 由																																																																																																																																																																																																																				
2 月 議 会 提 出	福岡県砂利採取法関係手数料条例	砂利採取法関係 ・砂利採取計画認可手数料 37,700円→33,900円 ・砂利採取計画変更認可手数料 17,000円→15,000円	△219	H30.4.1	改定 (政令の改正)																																																																																																																																																																																																																			
	福岡県建築都市関係手数料条例	建築士法関係 ・二級建築士試験又は木造建築士試験の受験手数料 16,900円→17,700円	0 (指定試験機関の収入)	H30.4.1	改定 (政令の改正)																																																																																																																																																																																																																			
	福岡県警察関係手数料条例	運転免許等手数料	50,459	H30.4.1	改定 (政令の改正)																																																																																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="26">運 転 免 許 証 試 験 手 数 料</td><td>大型・中型・準中型運転免許試験</td><td>4,400円</td><td>4,100円</td></tr> <tr><td>“(指定教習所卒業者)”</td><td>1,600円</td><td>1,550円</td></tr> <tr><td>“(技能検査合格者)”</td><td>1,600円</td><td>1,550円</td></tr> <tr><td>特定一種・二種免許試験(大ニ・中ニ・普ニ除く)</td><td>2,950円</td><td>2,600円</td></tr> <tr><td>大ニ・中ニ・普ニ免許試験</td><td>4,550円</td><td>4,800円</td></tr> <tr><td>“(指定教習所卒業者)”</td><td>1,750円</td><td>1,700円</td></tr> <tr><td>普通自動車免許試験</td><td>2,200円</td><td>2,550円</td></tr> <tr><td>“(うっかり失効等)”</td><td>1,850円</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td>原付・小特免許(うっかり失効等)</td><td>1,850円</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td>仮免許試験</td><td>2,850円</td><td>2,900円</td></tr> <tr><td>条件解除審査</td><td>1,450円</td><td>1,400円</td></tr> <tr><td>技能検定員審査(大型・中型・準中型)</td><td>23,100円</td><td>23,400円</td></tr> <tr><td>“(特定一種)”</td><td>14,500円</td><td>14,700円</td></tr> <tr><td>“(普通)”</td><td>19,650円</td><td>19,500円</td></tr> <tr><td>“(二種)”</td><td>21,700円</td><td>21,500円</td></tr> <tr><td>教習指導員審査(大型・中型・準中型)</td><td>14,600円</td><td>14,550円</td></tr> <tr><td>“(特定一種)”</td><td>9,400円</td><td>9,650円</td></tr> <tr><td>“(普通)”</td><td>11,800円</td><td>11,850円</td></tr> <tr><td>“(二種)”</td><td>12,750円</td><td>12,450円</td></tr> <tr><td>再試験手数料(準中型)</td><td>2,000円</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td>再試験手数料(普通)</td><td>1,950円</td><td>1,750円</td></tr> <tr><td>“(大ニ輪・普ニ輪)”</td><td>1,750円</td><td>1,650円</td></tr> <tr><td>“(原付)”</td><td>1,050円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>検査手数料(大型・中型・準中型)</td><td>4,050円</td><td>3,900円</td></tr> <tr><td>“(普通)”</td><td>3,850円</td><td>3,750円</td></tr> <tr><td>貸車料(大型・中型・準中型免許試験)</td><td>2,650円</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>“(特定一種・二種免許試験)”</td><td>1,550円</td><td>1,450円</td></tr> <tr><td>“(大ニ・中ニ・普ニ免許試験)”</td><td>3,100円</td><td>2,850円</td></tr> <tr><td>“(普通自動車免許試験)”</td><td>900円</td><td>800円</td></tr> <tr><td>“(仮免許試験)”</td><td>1,550円</td><td>1,450円</td></tr> <tr><td>“(条件解除審査)”</td><td>1,550円</td><td>1,450円</td></tr> <tr><td>“(再試験手数料 準中型)”</td><td>2,650円</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>“(再試験手数料 普通)”</td><td>900円</td><td>800円</td></tr> <tr><td>“(再試験手数料 大ニ輪・普ニ輪)”</td><td>1,550円</td><td>1,450円</td></tr> <tr><td>“(検査手数料 大型・中型・準中型)”</td><td>2,650円</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>“(検査手数料 普通)”</td><td>900円</td><td>800円</td></tr> <tr><td>交 付 手 数 料</td><td>仮免許証(交付・再交付)</td><td>1,100円</td><td>1,150円</td></tr> <tr><td>免 許 証 更 新 手 数 料</td><td>免許証更新(経由更新申請)</td><td>2,500円</td><td>2,550円</td></tr> <tr><td>技 能 検 定 員 ・ 教 習 指 導 員 資 格 者 証 交 付 手 数 料</td><td>技能検定員・教習指導員資格者証交付</td><td>1,100円</td><td>1,150円</td></tr> <tr><td>運 転 経 歴 証 明 書 交 付 手 数 料</td><td>運転経歴証明書</td><td>1,000円</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td>国 外 免 許 証 交 付 手 数 料</td><td>国外免許証交付</td><td>2,400円</td><td>2,350円</td></tr> <tr><td>停 止 処 分 者 講 習 手 数 料</td><td>停止処分者講習(短期)</td><td>12,600円</td><td>11,700円</td></tr> <tr><td>“(中期)”</td><td>21,000円</td><td>19,500円</td></tr> <tr><td>“(長期)”</td><td>25,200円</td><td>23,400円</td></tr> <tr><td>指 定 校 職 員 ( 技 能 検 定 員 ・ 教 習 指 導 員 等 ・ 副 管 理 者 ・ 認 知 機 能 検 査 員 講 習 者 ( 全 受 講 ・ 補 充 講 習 受 講 者 ・ 取 得 時 講 習 者 ( 大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 ・ 準 中 型 免 許 非 保 有 者 ・ 普 通 ・ 大 型 二 輪 ・ 応 急 救 護 [ 普 一 ・ 大 二 輪 ・ 普 二 輪 ]・ 応 急 救 護 [ 二 種 ]・ 違 反 者 講 習 者 ( 実 車 ・ 高 齢 者 講 習 者 ( 合 理 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 高 度 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 合 理 化 小 型 特 殊 の み ・ 高 度 化 小 型 特 殊 の み ・ 臨 時 高 齢 者 講 習 者 ( 小 型 特 殊 の み ・ 認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者</td><td>6,500円</td><td>7,500円</td></tr> <tr><td>“(教習指導員等)”</td><td>5,850円</td><td>6,750円</td></tr> <tr><td>“(副管理者)”</td><td>3,900円</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>認 知 機 能 検 査 員 講 習 者 ( 全 受 講 ・ 補 充 講 習 受 講 者 ・ 取 得 時 講 習 者 ( 大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 ・ 準 中 型 免 許 非 保 有 者 ・ 普 通 ・ 大 型 二 輪 ・ 応 急 救 護 [ 普 一 ・ 大 二 輪 ・ 普 二 輪 ]・ 応 急 救 護 [ 二 種 ]・ 違 反 者 講 習 者 ( 実 車 ・ 高 齢 者 講 習 者 ( 合 理 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 高 度 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 合 理 化 小 型 特 殊 の み ・ 高 度 化 小 型 特 殊 の み ・ 臨 時 高 齢 者 講 習 者 ( 小 型 特 殊 の み ・ 認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者</td><td>3,850円</td><td>1,400円</td></tr> <tr><td>“(補充講習受講者)”</td><td>2,100円</td><td>800円</td></tr> <tr><td>取 得 時 講 習 者 ( 大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 ・ 準 中 型 免 許 非 保 有 者 ・ 普 通 ・ 大 型 二 輪 ・ 応 急 救 護 [ 普 一 ・ 大 二 輪 ・ 普 二 輪 ]・ 応 急 救 護 [ 二 種 ]・ 違 反 者 講 習 者 ( 実 車 ・ 高 齢 者 講 習 者 ( 合 理 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 高 度 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 合 理 化 小 型 特 殊 の み ・ 高 度 化 小 型 特 殊 の み ・ 臨 時 高 齢 者 講 習 者 ( 小 型 特 殊 の み ・ 認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者</td><td>16,400円</td><td>17,800円</td></tr> <tr><td>“(準中型)免許非保有者”</td><td>27,200円</td><td>28,000円</td></tr> <tr><td>“(普通)”</td><td>9,800円</td><td>11,200円</td></tr> <tr><td>“(大型二輪)”</td><td>12,300円</td><td>12,450円</td></tr> <tr><td>“(応急救護[普一・大ニ輪・普ニ輪])”</td><td>3,900円</td><td>4,200円</td></tr> <tr><td>“(応急救護[二種])”</td><td>7,800円</td><td>8,400円</td></tr> <tr><td>違 反 者 講 習 者 ( 実 車 ・ 高 齢 者 講 習 者 ( 合 理 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 高 度 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 合 理 化 小 型 特 殊 の み ・ 高 度 化 小 型 特 殊 の み ・ 臨 時 高 齢 者 講 習 者 ( 小 型 特 殊 の み ・ 認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者</td><td>13,200円</td><td>12,500円</td></tr> <tr><td>高 齢 者 講 習 者 ( 合 理 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 高 度 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 合 理 化 小 型 特 殊 の み ・ 高 度 化 小 型 特 殊 の み ・ 臨 時 高 齢 者 講 習 者 ( 小 型 特 殊 の み ・ 認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者</td><td>4,650円</td><td>5,100円</td></tr> <tr><td>“(高度化シニア講習含む)”</td><td>7,550円</td><td>7,950円</td></tr> <tr><td>“(合理化小型特殊のみ)”</td><td>2,000円</td><td>2,250円</td></tr> <tr><td>“(高度化小型特殊のみ)”</td><td>4,300円</td><td>4,450円</td></tr> <tr><td>臨 時 高 齢 者 講 習 者 ( 小 型 特 殊 の み ・ 認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者</td><td>5,650円</td><td>5,800円</td></tr> <tr><td>“(小型特殊のみ)”</td><td>2,400円</td><td>2,350円</td></tr> <tr><td>認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者</td><td>650円</td><td>750円</td></tr> <tr><td>臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者</td><td>650円</td><td>750円</td></tr> <tr><td>特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者</td><td>1,500円</td><td>1,850円</td></tr> <tr><td>原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者</td><td>4,200円</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>自 転 車 違 反 者 講 習 者</td><td>5,700円</td><td>6,000円</td></tr> </tbody> </table>		名称	区分	現行	改正案	運 転 免 許 証 試 験 手 数 料	大型・中型・準中型運転免許試験	4,400円	4,100円	“(指定教習所卒業者)”	1,600円	1,550円	“(技能検査合格者)”	1,600円	1,550円	特定一種・二種免許試験(大ニ・中ニ・普ニ除く)	2,950円	2,600円	大ニ・中ニ・普ニ免許試験	4,550円	4,800円	“(指定教習所卒業者)”	1,750円	1,700円	普通自動車免許試験	2,200円	2,550円	“(うっかり失効等)”	1,850円	1,900円	原付・小特免許(うっかり失効等)	1,850円	1,900円	仮免許試験	2,850円	2,900円	条件解除審査	1,450円	1,400円	技能検定員審査(大型・中型・準中型)	23,100円	23,400円	“(特定一種)”	14,500円	14,700円	“(普通)”	19,650円	19,500円	“(二種)”	21,700円	21,500円	教習指導員審査(大型・中型・準中型)	14,600円	14,550円	“(特定一種)”	9,400円	9,650円	“(普通)”	11,800円	11,850円	“(二種)”	12,750円	12,450円	再試験手数料(準中型)	2,000円	1,900円	再試験手数料(普通)	1,950円	1,750円	“(大ニ輪・普ニ輪)”	1,750円	1,650円	“(原付)”	1,050円	1,000円	検査手数料(大型・中型・準中型)	4,050円	3,900円	“(普通)”	3,850円	3,750円	貸車料(大型・中型・準中型免許試験)	2,650円	2,500円	“(特定一種・二種免許試験)”	1,550円	1,450円	“(大ニ・中ニ・普ニ免許試験)”	3,100円	2,850円	“(普通自動車免許試験)”	900円	800円	“(仮免許試験)”	1,550円	1,450円	“(条件解除審査)”	1,550円	1,450円	“(再試験手数料 準中型)”	2,650円	2,500円	“(再試験手数料 普通)”	900円	800円	“(再試験手数料 大ニ輪・普ニ輪)”	1,550円	1,450円	“(検査手数料 大型・中型・準中型)”	2,650円	2,500円	“(検査手数料 普通)”	900円	800円	交 付 手 数 料	仮免許証(交付・再交付)	1,100円	1,150円	免 許 証 更 新 手 数 料	免許証更新(経由更新申請)	2,500円	2,550円	技 能 検 定 員 ・ 教 習 指 導 員 資 格 者 証 交 付 手 数 料	技能検定員・教習指導員資格者証交付	1,100円	1,150円	運 転 経 歴 証 明 書 交 付 手 数 料	運転経歴証明書	1,000円	1,100円	国 外 免 許 証 交 付 手 数 料	国外免許証交付	2,400円	2,350円	停 止 処 分 者 講 習 手 数 料	停止処分者講習(短期)	12,600円	11,700円	“(中期)”	21,000円	19,500円	“(長期)”	25,200円	23,400円	指 定 校 職 員 ( 技 能 検 定 員 ・ 教 習 指 導 員 等 ・ 副 管 理 者 ・ 認 知 機 能 検 査 員 講 習 者 ( 全 受 講 ・ 補 充 講 習 受 講 者 ・ 取 得 時 講 習 者 ( 大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 ・ 準 中 型 免 許 非 保 有 者 ・ 普 通 ・ 大 型 二 輪 ・ 応 急 救 護 [ 普 一 ・ 大 二 輪 ・ 普 二 輪 ]・ 応 急 救 護 [ 二 種 ]・ 違 反 者 講 習 者 ( 実 車 ・ 高 齢 者 講 習 者 ( 合 理 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 高 度 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 合 理 化 小 型 特 殊 の み ・ 高 度 化 小 型 特 殊 の み ・ 臨 時 高 齢 者 講 習 者 ( 小 型 特 殊 の み ・ 認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者	6,500円	7,500円	“(教習指導員等)”	5,850円	6,750円	“(副管理者)”	3,900円	4,500円	認 知 機 能 検 査 員 講 習 者 ( 全 受 講 ・ 補 充 講 習 受 講 者 ・ 取 得 時 講 習 者 ( 大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 ・ 準 中 型 免 許 非 保 有 者 ・ 普 通 ・ 大 型 二 輪 ・ 応 急 救 護 [ 普 一 ・ 大 二 輪 ・ 普 二 輪 ]・ 応 急 救 護 [ 二 種 ]・ 違 反 者 講 習 者 ( 実 車 ・ 高 齢 者 講 習 者 ( 合 理 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 高 度 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 合 理 化 小 型 特 殊 の み ・ 高 度 化 小 型 特 殊 の み ・ 臨 時 高 齢 者 講 習 者 ( 小 型 特 殊 の み ・ 認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者	3,850円	1,400円	“(補充講習受講者)”	2,100円	800円	取 得 時 講 習 者 ( 大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 ・ 準 中 型 免 許 非 保 有 者 ・ 普 通 ・ 大 型 二 輪 ・ 応 急 救 護 [ 普 一 ・ 大 二 輪 ・ 普 二 輪 ]・ 応 急 救 護 [ 二 種 ]・ 違 反 者 講 習 者 ( 実 車 ・ 高 齢 者 講 習 者 ( 合 理 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 高 度 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 合 理 化 小 型 特 殊 の み ・ 高 度 化 小 型 特 殊 の み ・ 臨 時 高 齢 者 講 習 者 ( 小 型 特 殊 の み ・ 認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者	16,400円	17,800円	“(準中型)免許非保有者”	27,200円	28,000円	“(普通)”	9,800円	11,200円	“(大型二輪)”	12,300円	12,450円	“(応急救護[普一・大ニ輪・普ニ輪])”	3,900円	4,200円	“(応急救護[二種])”	7,800円	8,400円	違 反 者 講 習 者 ( 実 車 ・ 高 齢 者 講 習 者 ( 合 理 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 高 度 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 合 理 化 小 型 特 殊 の み ・ 高 度 化 小 型 特 殊 の み ・ 臨 時 高 齢 者 講 習 者 ( 小 型 特 殊 の み ・ 認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者	13,200円	12,500円	高 齢 者 講 習 者 ( 合 理 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 高 度 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 合 理 化 小 型 特 殊 の み ・ 高 度 化 小 型 特 殊 の み ・ 臨 時 高 齢 者 講 習 者 ( 小 型 特 殊 の み ・ 認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者	4,650円	5,100円	“(高度化シニア講習含む)”	7,550円	7,950円	“(合理化小型特殊のみ)”	2,000円	2,250円	“(高度化小型特殊のみ)”	4,300円	4,450円	臨 時 高 齢 者 講 習 者 ( 小 型 特 殊 の み ・ 認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者	5,650円	5,800円	“(小型特殊のみ)”	2,400円	2,350円	認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者	650円	750円	臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者	650円	750円	特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者	1,500円	1,850円	原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者	4,200円	4,500円	自 転 車 違 反 者 講 習 者	5,700円	6,000円			
名称	区分	現行	改正案																																																																																																																																																																																																																					
運 転 免 許 証 試 験 手 数 料	大型・中型・準中型運転免許試験	4,400円	4,100円																																																																																																																																																																																																																					
	“(指定教習所卒業者)”	1,600円	1,550円																																																																																																																																																																																																																					
	“(技能検査合格者)”	1,600円	1,550円																																																																																																																																																																																																																					
	特定一種・二種免許試験(大ニ・中ニ・普ニ除く)	2,950円	2,600円																																																																																																																																																																																																																					
	大ニ・中ニ・普ニ免許試験	4,550円	4,800円																																																																																																																																																																																																																					
	“(指定教習所卒業者)”	1,750円	1,700円																																																																																																																																																																																																																					
	普通自動車免許試験	2,200円	2,550円																																																																																																																																																																																																																					
	“(うっかり失効等)”	1,850円	1,900円																																																																																																																																																																																																																					
	原付・小特免許(うっかり失効等)	1,850円	1,900円																																																																																																																																																																																																																					
	仮免許試験	2,850円	2,900円																																																																																																																																																																																																																					
	条件解除審査	1,450円	1,400円																																																																																																																																																																																																																					
	技能検定員審査(大型・中型・準中型)	23,100円	23,400円																																																																																																																																																																																																																					
	“(特定一種)”	14,500円	14,700円																																																																																																																																																																																																																					
	“(普通)”	19,650円	19,500円																																																																																																																																																																																																																					
	“(二種)”	21,700円	21,500円																																																																																																																																																																																																																					
	教習指導員審査(大型・中型・準中型)	14,600円	14,550円																																																																																																																																																																																																																					
	“(特定一種)”	9,400円	9,650円																																																																																																																																																																																																																					
	“(普通)”	11,800円	11,850円																																																																																																																																																																																																																					
	“(二種)”	12,750円	12,450円																																																																																																																																																																																																																					
	再試験手数料(準中型)	2,000円	1,900円																																																																																																																																																																																																																					
	再試験手数料(普通)	1,950円	1,750円																																																																																																																																																																																																																					
	“(大ニ輪・普ニ輪)”	1,750円	1,650円																																																																																																																																																																																																																					
	“(原付)”	1,050円	1,000円																																																																																																																																																																																																																					
	検査手数料(大型・中型・準中型)	4,050円	3,900円																																																																																																																																																																																																																					
	“(普通)”	3,850円	3,750円																																																																																																																																																																																																																					
	貸車料(大型・中型・準中型免許試験)	2,650円	2,500円																																																																																																																																																																																																																					
“(特定一種・二種免許試験)”	1,550円	1,450円																																																																																																																																																																																																																						
“(大ニ・中ニ・普ニ免許試験)”	3,100円	2,850円																																																																																																																																																																																																																						
“(普通自動車免許試験)”	900円	800円																																																																																																																																																																																																																						
“(仮免許試験)”	1,550円	1,450円																																																																																																																																																																																																																						
“(条件解除審査)”	1,550円	1,450円																																																																																																																																																																																																																						
“(再試験手数料 準中型)”	2,650円	2,500円																																																																																																																																																																																																																						
“(再試験手数料 普通)”	900円	800円																																																																																																																																																																																																																						
“(再試験手数料 大ニ輪・普ニ輪)”	1,550円	1,450円																																																																																																																																																																																																																						
“(検査手数料 大型・中型・準中型)”	2,650円	2,500円																																																																																																																																																																																																																						
“(検査手数料 普通)”	900円	800円																																																																																																																																																																																																																						
交 付 手 数 料	仮免許証(交付・再交付)	1,100円	1,150円																																																																																																																																																																																																																					
免 許 証 更 新 手 数 料	免許証更新(経由更新申請)	2,500円	2,550円																																																																																																																																																																																																																					
技 能 検 定 員 ・ 教 習 指 導 員 資 格 者 証 交 付 手 数 料	技能検定員・教習指導員資格者証交付	1,100円	1,150円																																																																																																																																																																																																																					
運 転 経 歴 証 明 書 交 付 手 数 料	運転経歴証明書	1,000円	1,100円																																																																																																																																																																																																																					
国 外 免 許 証 交 付 手 数 料	国外免許証交付	2,400円	2,350円																																																																																																																																																																																																																					
停 止 処 分 者 講 習 手 数 料	停止処分者講習(短期)	12,600円	11,700円																																																																																																																																																																																																																					
“(中期)”	21,000円	19,500円																																																																																																																																																																																																																						
“(長期)”	25,200円	23,400円																																																																																																																																																																																																																						
指 定 校 職 員 ( 技 能 検 定 員 ・ 教 習 指 導 員 等 ・ 副 管 理 者 ・ 認 知 機 能 検 査 員 講 習 者 ( 全 受 講 ・ 補 充 講 習 受 講 者 ・ 取 得 時 講 習 者 ( 大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 ・ 準 中 型 免 許 非 保 有 者 ・ 普 通 ・ 大 型 二 輪 ・ 応 急 救 護 [ 普 一 ・ 大 二 輪 ・ 普 二 輪 ]・ 応 急 救 護 [ 二 種 ]・ 違 反 者 講 習 者 ( 実 車 ・ 高 齢 者 講 習 者 ( 合 理 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 高 度 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 合 理 化 小 型 特 殊 の み ・ 高 度 化 小 型 特 殊 の み ・ 臨 時 高 齢 者 講 習 者 ( 小 型 特 殊 の み ・ 認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者	6,500円	7,500円																																																																																																																																																																																																																						
“(教習指導員等)”	5,850円	6,750円																																																																																																																																																																																																																						
“(副管理者)”	3,900円	4,500円																																																																																																																																																																																																																						
認 知 機 能 検 査 員 講 習 者 ( 全 受 講 ・ 補 充 講 習 受 講 者 ・ 取 得 時 講 習 者 ( 大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 ・ 準 中 型 免 許 非 保 有 者 ・ 普 通 ・ 大 型 二 輪 ・ 応 急 救 護 [ 普 一 ・ 大 二 輪 ・ 普 二 輪 ]・ 応 急 救 護 [ 二 種 ]・ 違 反 者 講 習 者 ( 実 車 ・ 高 齢 者 講 習 者 ( 合 理 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 高 度 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 合 理 化 小 型 特 殊 の み ・ 高 度 化 小 型 特 殊 の み ・ 臨 時 高 齢 者 講 習 者 ( 小 型 特 殊 の み ・ 認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者	3,850円	1,400円																																																																																																																																																																																																																						
“(補充講習受講者)”	2,100円	800円																																																																																																																																																																																																																						
取 得 時 講 習 者 ( 大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 ・ 準 中 型 免 許 非 保 有 者 ・ 普 通 ・ 大 型 二 輪 ・ 応 急 救 護 [ 普 一 ・ 大 二 輪 ・ 普 二 輪 ]・ 応 急 救 護 [ 二 種 ]・ 違 反 者 講 習 者 ( 実 車 ・ 高 齢 者 講 習 者 ( 合 理 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 高 度 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 合 理 化 小 型 特 殊 の み ・ 高 度 化 小 型 特 殊 の み ・ 臨 時 高 齢 者 講 習 者 ( 小 型 特 殊 の み ・ 認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者	16,400円	17,800円																																																																																																																																																																																																																						
“(準中型)免許非保有者”	27,200円	28,000円																																																																																																																																																																																																																						
“(普通)”	9,800円	11,200円																																																																																																																																																																																																																						
“(大型二輪)”	12,300円	12,450円																																																																																																																																																																																																																						
“(応急救護[普一・大ニ輪・普ニ輪])”	3,900円	4,200円																																																																																																																																																																																																																						
“(応急救護[二種])”	7,800円	8,400円																																																																																																																																																																																																																						
違 反 者 講 習 者 ( 実 車 ・ 高 齢 者 講 習 者 ( 合 理 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 高 度 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 合 理 化 小 型 特 殊 の み ・ 高 度 化 小 型 特 殊 の み ・ 臨 時 高 齢 者 講 習 者 ( 小 型 特 殊 の み ・ 認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者	13,200円	12,500円																																																																																																																																																																																																																						
高 齢 者 講 習 者 ( 合 理 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 高 度 化 シ ニ ア 講 習 者 含 む ・ 合 理 化 小 型 特 殊 の み ・ 高 度 化 小 型 特 殊 の み ・ 臨 時 高 齢 者 講 習 者 ( 小 型 特 殊 の み ・ 認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者	4,650円	5,100円																																																																																																																																																																																																																						
“(高度化シニア講習含む)”	7,550円	7,950円																																																																																																																																																																																																																						
“(合理化小型特殊のみ)”	2,000円	2,250円																																																																																																																																																																																																																						
“(高度化小型特殊のみ)”	4,300円	4,450円																																																																																																																																																																																																																						
臨 時 高 齢 者 講 習 者 ( 小 型 特 殊 の み ・ 認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者	5,650円	5,800円																																																																																																																																																																																																																						
“(小型特殊のみ)”	2,400円	2,350円																																																																																																																																																																																																																						
認 知 機 能 検 査 ・ 臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者	650円	750円																																																																																																																																																																																																																						
臨 時 認 知 機 能 検 査 ・ 特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者	650円	750円																																																																																																																																																																																																																						
特 定 任 意 講 習 者 ・ 原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者	1,500円	1,850円																																																																																																																																																																																																																						
原 付 講 習 者 ・ 自 転 車 違 反 者 講 習 者	4,200円	4,500円																																																																																																																																																																																																																						
自 転 車 違 反 者 講 習 者	5,700円	6,000円																																																																																																																																																																																																																						

(条例関係) 17件

(単位：千円)

条 例 名	改正の概要 (単位：円)	増減収額	施 行	理 由	
2 月 議 会 提 出	福岡県警察関係手数料条例	風俗営業等手数料	△485	H30.4.1	改定 (政令の改正)
	手数料名称		現行	改正案	
	風俗営業構造設備変更承認申請手数料		11,000円	9,900円	
	特例風俗営業業者認定申請手数料		15,000円	13,000円	
	特例風俗営業業者認定申請手数料(同時申請の場合)		11,700円	10,000円	
	特定遊興飲食店営業許可申請手数料(同時申請の場合)		16,000円	15,300円	
	特定遊興飲食店営業許可申請手数料(同時申請かつ3月以内営業の場合)		6,000円	5,300円	
	火薬類運搬証明書交付申請手数料		2,400円	2,100円	
	質屋営業許可申請手数料		25,000円	22,000円	
	核燃料物質等運搬証明書書換申請手数料		4,600円	5,400円	
	国際競技に参加する外国人に対する許可申請手数料(同時申請の場合)		1,600円	1,800円	
	銃砲刀剣類所持許可証再交付申請手数料		2,200円	1,900円	
	駐車監視員資格者証再交付申請手数料		2,000円	1,800円	
	警備員指導教育責任者資格者証書換申請手数料		2,000円	1,800円	
	機械警備業務管理者資格者証書換申請手数料		2,000円	1,800円	
	自動車運転代行業認定申請手数料		13,000円	12,000円	
	自動車運転代行業認定証再交付申請手数料		1,900円	1,700円	
探偵業変更届出証明書交付手数料		1,500円	1,600円		
探偵業届出証明書再交付申請手数料		1,000円	1,100円		
6 月 議 会 議 決 済	福岡県立久留米スポーツセンター条例	(例)アリーナ(個人使用)			○ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日  改定
		区分 (2時間)	現行	改正後	
		児童生徒	100円	120円	
		一般	240円	260円	
		(例)アリーナ(占用使用)			
		区分	現行	改正後 (メインアリーナ)	
		午前9時から正午まで	3,650円	6,280円	
		午後1時から午後5時まで	4,870円	8,370円	
		午後6時から午後9時まで	6,080円	10,460円	
		午前9時から午後5時まで	8,520円	14,660円	
	午後1時から午後9時まで	10,950円	18,840円		
	午前9時から午後9時まで	14,610円	25,150円		

(規則関係) 1件

(単位：千円)

規則名	改正の概要 (単位：円)	増減収額	施行	理由																																																																																							
福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="368 365 592 394">設備・器具名</th> <th data-bbox="592 365 708 394">現行</th> <th data-bbox="708 365 818 394">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="368 394 592 423">放送設備</td><td data-bbox="592 394 708 423">1,210円</td><td data-bbox="708 394 818 423">3,130円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 423 592 452">電光得点表示盤</td><td data-bbox="592 423 708 452">240円</td><td data-bbox="708 423 818 452">2,500円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 452 592 481">三〇秒タイマー計</td><td data-bbox="592 452 708 481">120円</td><td data-bbox="708 452 818 481">120円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 481 592 510">ファール回数表示器</td><td data-bbox="592 481 708 510">120円</td><td data-bbox="708 481 818 510">120円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 510 592 539">タイムアウト要求器</td><td data-bbox="592 510 708 539">120円</td><td data-bbox="708 510 818 539">120円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 539 592 568">ショットクロック</td><td data-bbox="592 539 708 568">-</td><td data-bbox="708 539 818 568">120円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 568 592 598">ポゼション表示器</td><td data-bbox="592 568 708 598">-</td><td data-bbox="708 568 818 598">120円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 598 592 627">オフィシャルテーブル</td><td data-bbox="592 598 708 627">-</td><td data-bbox="708 598 818 627">120円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 627 592 656">大響ブザー</td><td data-bbox="592 627 708 656">-</td><td data-bbox="708 627 818 656">120円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 656 592 685">スクリーン</td><td data-bbox="592 656 708 685">600円</td><td data-bbox="708 656 818 685">600円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 685 592 714">プロジェクター</td><td data-bbox="592 685 708 714">-</td><td data-bbox="708 685 818 714">930円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 714 592 743">長机</td><td data-bbox="592 714 708 743">20円</td><td data-bbox="708 714 818 743">60円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 743 592 772">椅子</td><td data-bbox="592 743 708 772">10円</td><td data-bbox="708 743 818 772">30円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 772 592 801">演台</td><td data-bbox="592 772 708 801">-</td><td data-bbox="708 772 818 801">670円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 801 592 831">ポータブルステージ</td><td data-bbox="592 801 708 831">-</td><td data-bbox="708 801 818 831">200円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 831 592 860">フロアシート</td><td data-bbox="592 831 708 860">-</td><td data-bbox="708 831 818 860">110円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 860 592 889">両面掲示板</td><td data-bbox="592 860 708 889">-</td><td data-bbox="708 860 818 889">110円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 889 592 918">つりバトン</td><td data-bbox="592 889 708 918">-</td><td data-bbox="708 889 818 918">280円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 918 592 947">バスケットボール</td><td data-bbox="592 918 708 947">360円</td><td data-bbox="708 918 818 947">360円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 947 592 976">ミニバスケットボール</td><td data-bbox="592 947 708 976">240円</td><td data-bbox="708 947 818 976">240円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 976 592 1005">バレーボール</td><td data-bbox="592 976 708 1005">240円</td><td data-bbox="708 976 818 1005">240円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 1005 592 1034">ハンドボール</td><td data-bbox="592 1005 708 1034">360円</td><td data-bbox="708 1005 818 1034">360円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 1034 592 1064">バドミントン</td><td data-bbox="592 1034 708 1064">120円</td><td data-bbox="708 1034 818 1064">120円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 1064 592 1093">卓球</td><td data-bbox="592 1064 708 1093">120円</td><td data-bbox="708 1064 818 1093">120円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 1093 592 1122">ソフトバレーボール</td><td data-bbox="592 1093 708 1122">-</td><td data-bbox="708 1093 818 1122">240円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 1122 592 1151">テニス</td><td data-bbox="592 1122 708 1151">-</td><td data-bbox="708 1122 818 1151">120円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 1151 592 1180">フットサル</td><td data-bbox="592 1151 708 1180">-</td><td data-bbox="708 1151 818 1180">360円</td></tr> <tr><td data-bbox="368 1180 592 1209">器械体操用具</td><td data-bbox="592 1180 708 1209">120円</td><td data-bbox="708 1180 818 1209">120円</td></tr> </tbody> </table>	設備・器具名	現行	改正後	放送設備	1,210円	3,130円	電光得点表示盤	240円	2,500円	三〇秒タイマー計	120円	120円	ファール回数表示器	120円	120円	タイムアウト要求器	120円	120円	ショットクロック	-	120円	ポゼション表示器	-	120円	オフィシャルテーブル	-	120円	大響ブザー	-	120円	スクリーン	600円	600円	プロジェクター	-	930円	長机	20円	60円	椅子	10円	30円	演台	-	670円	ポータブルステージ	-	200円	フロアシート	-	110円	両面掲示板	-	110円	つりバトン	-	280円	バスケットボール	360円	360円	ミニバスケットボール	240円	240円	バレーボール	240円	240円	ハンドボール	360円	360円	バドミントン	120円	120円	卓球	120円	120円	ソフトバレーボール	-	240円	テニス	-	120円	フットサル	-	360円	器械体操用具	120円	120円	0 (指定管理者の収入)	福岡県立久留米スポーツセンター条例の一部を改正する条例の施行の日	改定
	設備・器具名	現行	改正後																																																																																								
	放送設備	1,210円	3,130円																																																																																								
	電光得点表示盤	240円	2,500円																																																																																								
	三〇秒タイマー計	120円	120円																																																																																								
	ファール回数表示器	120円	120円																																																																																								
	タイムアウト要求器	120円	120円																																																																																								
	ショットクロック	-	120円																																																																																								
	ポゼション表示器	-	120円																																																																																								
	オフィシャルテーブル	-	120円																																																																																								
	大響ブザー	-	120円																																																																																								
	スクリーン	600円	600円																																																																																								
	プロジェクター	-	930円																																																																																								
	長机	20円	60円																																																																																								
	椅子	10円	30円																																																																																								
	演台	-	670円																																																																																								
	ポータブルステージ	-	200円																																																																																								
	フロアシート	-	110円																																																																																								
	両面掲示板	-	110円																																																																																								
	つりバトン	-	280円																																																																																								
	バスケットボール	360円	360円																																																																																								
	ミニバスケットボール	240円	240円																																																																																								
	バレーボール	240円	240円																																																																																								
	ハンドボール	360円	360円																																																																																								
	バドミントン	120円	120円																																																																																								
	卓球	120円	120円																																																																																								
	ソフトバレーボール	-	240円																																																																																								
テニス	-	120円																																																																																									
フットサル	-	360円																																																																																									
器械体操用具	120円	120円																																																																																									